

平成24年度 第1回鳥獣被害対策本部会議



日時：平成24年6月14日（木） 10：30～
場所：大分県庁 新館 51会議室

次 第

1 開 会

2 本部長あいさつ（副知事）

3 会議事項

（1）平成23年度捕獲実績等報告事項について
—質疑応答—

（2）集落環境対策について

（3）予防対策について

（4）捕獲対策について

（5）サル対策について

（6）ジビエ対策について

（7）県全体の被害拡大に対する検討について

（8）その他

—質疑応答—

4 閉 会

鳥獣被害対策本部会議座席表
(平成24年6月14日)

ホワイトボード

農林水産部長 (副本部長) 副知事 (本部長)



入口

農林水産部審議監 (農政担当)
農林水産部審議監 (林政水産担当)
観光・地域局長
生活環境部審議監
土木建築部審議監
東部振興局長
中部振興局長
南部振興局長
豊肥振興局長
西部振興局長

アドバイザー
大分森林管理署長
大分県農業会議 会長
大分県森林組合連合会 代表理事
佐伯市 副市長
玖珠町副町長
大分県猟友会長
大分県農業共済組合連合会 会長
農林水産研究指導センター長
北部振興局長

事務局

観光・地域 援室長	河川課長	道路保全 整備室長	森との共生 推進室長	森との共生 推進室長	農林水産研 究指導セン ター	食安・衛 生課長	大分県農 業局長
--------------	------	--------------	---------------	---------------	----------------------	-------------	-------------

事務局

森林整備 室長	林産振興 室長	農村基盤 整備課長	家畜衛生 飼料室長	園芸振興 室長	集落・水 田対策室長	農山漁村・ 担い手支援 課長	研究普及 課長	団体指導 金課長
------------	------------	--------------	--------------	------------	---------------	----------------------	------------	-------------

事務局

生活環境 企画課 主幹	中部振興 局長 農山漁村 振興部 管理班 総括	北部振興 局長 農山	西部振興 局長 農山	豊肥振興 局長 農山	南部振興 局長 農山	中部振興 局長 農山	東部振興 局長 農山
-------------------	--	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

事務局

事務局	事務局	事務局	事務局	事務局	事務局
-----	-----	-----	-----	-----	-----

入口

受付

第1回鳥獣被害対策本部会議資料

(1) 平成23年度捕獲実績等報告事項について	
① 鳥獣被害発生状況について	P1
② 捕獲実績について	P2
③ 第3回本部会議要望事項の対応について	P3
a 鳥獣被害対策の集落ぐるみでの取組に対する総合的支援	P5
b 道路・河川への防護柵設置について	P8
－質疑応答－	
(2) 集落環境対策について	
① 重点集落の設定について	P13
② 重点地区以外の集落対策について	
a 有害獣と戦う集落十箇条(案)について	P20
b アドバイザー養成研修	P21
③ センチピードグラスの利用について	P24
(3) 予防対策について	
① 平成24年度国庫事業(実施計画)について	P27
② 平成24年度県単事業(実施計画)について	P28
③ CATVの利用事例について	P29
(4) 捕獲対策について	
① 捕獲目標(振興局別)について	P30
② 県内一斉捕獲実施計画について	
③ 新たなシカ被害防止対策	P31
④ 初心者へのわな捕獲・処理講習会	P32
⑤ AIゲート式囲いワナの紹介	P33
⑥ 囲いワナによるニホンジカの捕獲に関する研究	P34
⑦ 狩猟免許日程等について	P35
(5) サル対策について	
① サル被害防止対策事業(新規)	P38
(6) ジビエ対策について	
① 今後のジビエ振興対策について	P40
② 地域産業支援の指定について	P42
③ 日本ジビエ振興協議会について	P46

(7) 県全体の被害拡大に対する検討について

- ① 効果的な鳥獣対策のための情報共有システムの検討について P48
- ② シャープシューティング導入に対する検討について P49

(8) その他

- ① 現地対策本部年間スケジュール P50

— 質疑応答 —

4 閉 会

※参考資料

- ・大分県鳥獣被害対策本部設置要綱
- ・対策本部構成員名簿
- ・「ヤギを活用した緩衝帯整備の推進」長崎県
- ・アライグマの現状

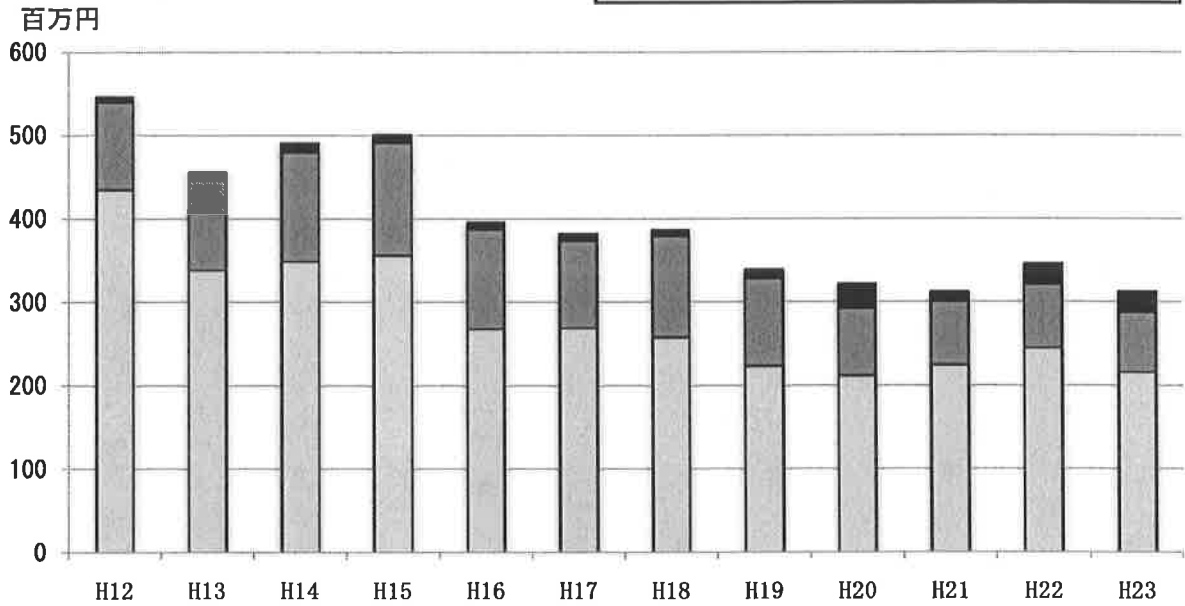
(1) 平成23年度捕獲実績等報告事項について

① 鳥獣被害発生状況について

平成23年度は、前年度対比約1割減少。ここ10年間で見ると、近年、最も被害額が少なかった平成21年度レベルにまで減少。

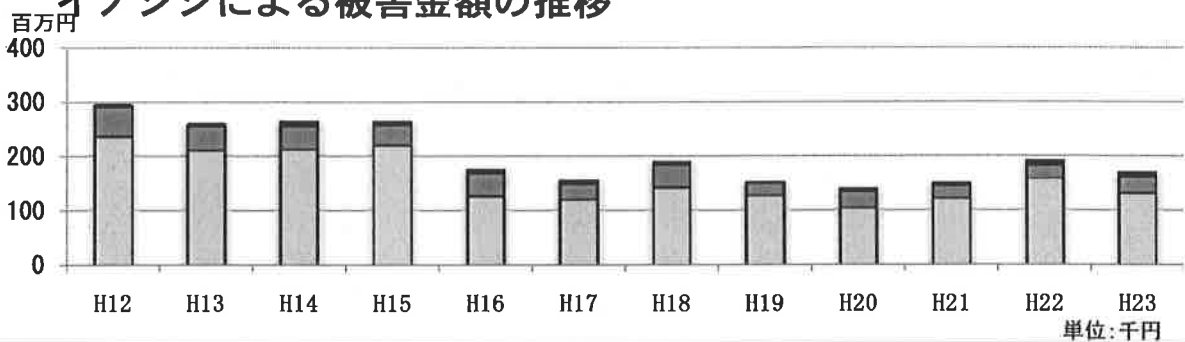
鳥獣被害金額（総額）の推移

■ その他被害 ■ 林業被害 □ 農業被害



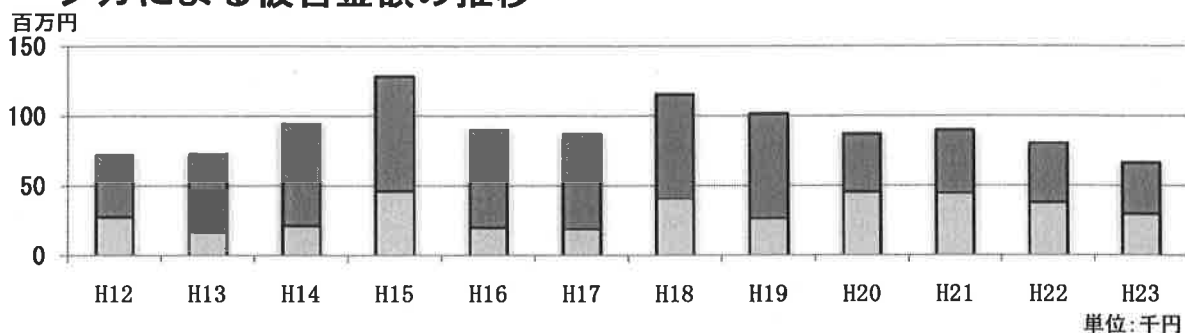
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
被害額	546,331	455,969	490,948	501,232	396,023	382,540	386,680	339,982	322,114	312,515	346,298	312,878

イノシシによる被害金額の推移



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
被害額	294,895	259,101	262,840	263,086	176,092	155,386	188,692	151,704	140,666	149,440	192,121	169,086

シカによる被害金額の推移

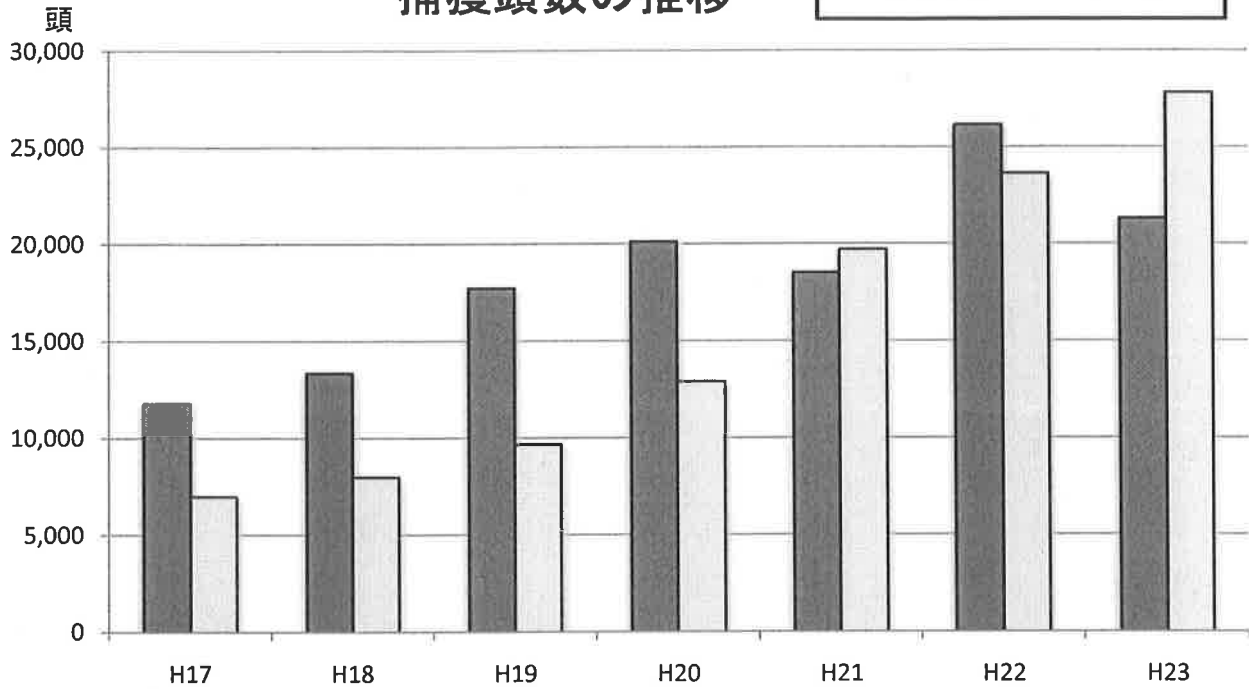


	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
被害額	71,966	72,944	94,184	128,682	90,366	87,342	115,393	101,820	87,099	89,588	80,635	66,667

② 捕獲実績について

捕獲頭数の推移

■イノシシ □シカ



単位：頭

イノシシ	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
狩猟	9,217	9,172	13,297	14,823	12,660	14,890	10,111
有害捕獲	2,595	4,218	4,446	5,299	5,885	11,288	11,204
計	11,812	13,390	17,743	20,122	18,545	26,178	21,315

単位：頭

シカ	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
狩猟	5,152	5,606	6,574	8,734	6,966	7,612	5,621
有害捕獲	1,838	2,409	3,085	4,176	12,757	16,039	22,190
計	6,990	8,015	9,659	12,910	19,723	23,651	27,811

平成23年度 イノシシ・シカ捕獲頭数 (6月14日現在)

単位：頭

	イノシシ			シカ		
	狩猟	有害捕獲	合計	狩猟	有害捕獲	合計
東部局	200	4,596	4,796	167	3,760	3,927
中部局	3,342	1,412	4,754	1,888	1,685	3,573
南部局	106	789	895	215	8,906	9,121
豊肥局	3,273	1,509	4,782	302	2,275	2,577
西部局	1,562	741	2,303	1,200	1,557	2,757
北部局	1,059	2,157	3,216	1,406	4,007	5,413
県外者	569	—	569	443	—	443
H23計	10,111	11,204	21,315	5,621	22,190	27,811

平成23年度 第3回大分県鳥獣被害対策本部会議における主な意見についての対応

質問事項	回答	関係課室
狩猟犬の治療について	<p>県下に農業共済組合の家畜診療所は3箇所、5名の獣医師が対応しており、家畜診療業務以外については、人的、時間的に困難である。</p>	<p>団体指導・金融課 家畜衛生飼料室</p>
自衛隊演習場のシカ・イノシシの対応について	<p>(大分地方協力本部長) <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊が支援できるのは、自衛隊法第100条（土木工事等の受託）の訓練目的に適する場合に限られている。 ・経験や訓練を受けたことがない隊員がライフルを使用するのは危険。 ・地元市町から、有害捕獲のため演習場への立入りの要望がたされたが事故防止等の危険回避から認めていない。 <p>(防災危機管理課) <ul style="list-style-type: none"> ・日出生台演習場関係調整委員会等を通じて、自衛隊、県及び地元市町、住民等での協議の場の設置等について、取り組んで行く。 </p> </p>	<p>防災危機管理課</p>
狩猟に係る銃所持の規制緩和について	<p>関係法令に基づき取締を実施します。</p>	<p>県警 生活安全企画課</p>
中山間総合整備事業におけるH23予算繰越及びH24予算の確保と早期着手について	<p>H22・23新規地区については、昨年12月に効果促進事業で実施できることとなり、H24年度より施工予定としていたが、早期着手を希望した地区については、急遽前倒しで着手し繰り越し施工となった。今後は、繰り越し地区の早期完成を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> ・また、H24年度予算については、年度当初に予算割当を行い、早期に地元協議等を実施のうえ発注し、年度内の完成を図る。 </p>	<p>農村基盤整備課 (3) 予防対策に関連資料</p>
小規模集落の活性化について 地域振興策として、総掛かりで取り組む体制づくり	<p>鳥獣被害防止に係る環境整備については、公益性・公共性も高いことから、小規模集落応援隊の活用を推進していただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ただし小規模集落応援隊は、申請時に小規模集落の応援ということで登録いただいていることから、対象集落(65歳以上50%)の変更はできない。 ・集落ぐるみでの鳥獣被害対策については、地域活性化総合補助金、小規模集落・里のくらし支援事業の活用を検討。 </p>	<p>集落応援室 (個別資料別紙)</p>

平成23年度 第3回大分県鳥獣被害対策本部会議における主な意見についての対応

質問事項	回答	関係課室
<p>狩猟免許取得者の確保 市町村職員に狩猟免許取得を促し、 捕獲してもらってはどうか。</p>	<p>鳥獣被害担当者が捕獲に従事する計画をしている市町村もあるが、担当 が変わると対応が難しくなるとの指摘もあり、国(九州農政局)、市町村 が加わった協議・検討の場を設けたい。</p>	<p>森との共生推進室</p>
<p>直接施工の柵設置について 現物支給で実施するときのやりやす い方法を示してほしい。 市は設置費用の一部補助を考えてい る。(佐伯市)</p>	<p>防護柵設置の「カイゼン」事例を作成し、県庁HPの「鳥獣害対策知恵 袋」を通じ情報提供していく。 市が負担した経費は、特措法による特別交付税措置(経費の8割が還元) を積極的に活用いただきたい。</p>	<p>森との共生推進室</p>
<p>シカ等の報償金について 県下のばらつきを統一できないか。 (玖珠町)</p>	<p>各市町において、地域の実情に応じ単価設定をしており、県主導で単価 を統一することはなじまないと考えている。</p>	<p>森との共生推進室</p>
<p>現物支給の防護柵について NPOや土建業の手伝いにも限界が ある。設置に対し、市も補助する ので、県も補助して欲しい。</p>	<p>現物支給による設置が困難な場合は、請負施工による対応となるが、市 の負担部分は特別交付税措置(経費の8割が還元)が活用できる。 重点集落については、総合補助金等の活用を検討。</p>	<p>森との共生推進室</p>
<p>重点集落の普及について 周りにどう拡げていくか。柵の設置 に重点集落を義務づけられないか。</p>	<p>昨年度の指定地区では、集落ぐるみでの「戦う集落」の意識が生まれつ つあるが、作付け、収穫、被害状況等を見守る必要もあり、引き続き、 「被害ゼロ」達成に向けた支援を継続することが必要ではないか考えて いる。 このため、今後は現在指定された重点集落の進捗及び各振興局ごとの状 況に依りて、周辺集落への波及効果についても十分考慮しつつ、新たな 地区の指定拡大を進めていただきたい。 また、柵設置に対しての重点集落の義務づけは、各現地対策本部で実態 に依りて対応を考えていく。</p>	<p>森との共生推進室</p>

鳥獣被害対策の集落ぐるみでの取組に対する総合的な支援

鳥獣被害対策は、集落の活性化にもつながることから、集落ぐるみでの鳥獣被害対策の取組に対して、地域活性化総合補助金や小規模集落応援隊の活用を推進する。

○地域活性化総合補助金等の活用を推進

①小規模集落・里のくらし支援事業（※対象地域は小規模集落）

補助率：県 3/5,市町村 1/5 以上 限度額：600 千円

概要：集落の維持や活性化につながる主体的な取組を支援

②地域活性化総合補助金（活性化チャレンジ枠）

補助率：県 3/5 限度額 1,000 千円

概要：地域資源等を活用した地域活性化に向けて、地域の様々な主体がチャレンジする調査研究や試行等に対して支援

③地域活性化総合補助金（地域活動支援枠）

補助率：県 1/2 限度額 10,000 千円

概要：地域の様々な主体の行う地域活性化に向けた取組を支援

検討事項：県補助の裏負担を市町村又は地区が負担する必要あり。

○小規模集落応援隊の活用を推進

小規模集落または小規模集落を含んだ一連の地域については、緩衝帯設置など環境整備のための草刈り等について、小規模集落応援隊の活用を推進する。

※小規模集落応援隊とは・・・

高齢化や過疎化による人手不足で、集落道の草刈りなど共同作業が困難になりつつある小規模集落を、集落外から有志を募って応援する制度。

<活用事例>

○小規模集落・里のくらし支援事業

事業者名：城後地区自治会（竹田市を通じた間接補助）（平成21年度）

事業目的：捕獲対策班など自主的な組織を設置し、竹田地区鳥獣害対策支援プロジェクトチームの指導を受けながら、集落ぐるみでイノシシ被害対策に取り組む。

事業内容：（1）勉強会、現地調査の実施（集落環境点検等により対策を検討）

（2）「猪から城後地区を守る会」の設置（組織づくり）

（3）鳥獣害対策備品の購入（電柵、箱ワナ等の購入）

※翌年度に地区住民の狩猟免許取得促進に取り組んでいる。

○地域活性化総合補助金（地域活動支援枠）

事業者名：中津市農山村集落コミュニティ対策協議会（平成22年度）

事業目的：中津市内の10集落で鳥獣害対策を中心とした集落コミュニティの組織づくりを通じ、農山村に暮らす住民が安全で安心した生活が営めるよう集落機能の維持・強化を図る。

事業内容：（1）集落コミュニティづくり対策

行動計画書の作成、集落座談会、先進地視察等

（2）鳥獣対策

①鳥獣害対策研修会

②集落環境点検活動、啓発用教材の購入等

（3）鳥獣害対策施設整備

フェンス、鉄線柵等の購入

集落支援活動（例）

応援隊名等	登録番号	09205065	概略地図
	メンバー	株式会社 佐々木建設 5名	
応援要請 集落名等	集落名	佐伯市宇目西山地区	
	人口及び 高齢化率	52人、57.7%	
	特徴	山間部に位置し林業や農業が中心。高齢化が進んでいるが、地域の活性化を図りたい。	
応援実施日	平成22年3月13日		
応援内容	梅植樹予定地（休耕田）周りの鹿ネット設置		

○応援状況



朝のあいさつ、
注意事項説明

まず、支柱を設置しま
す。



支柱の上部にネットを
張っていきます。



ネットの中部と下部も
支柱に固定します。



作業後の談話風景

作業完了！！

■集落の喜びの声

集落の男性は人数が少なく全員が高齢者なので、応援作業は大変助かります。

応援隊のおかげで立派なネットが設置できました。

■応援隊の感想

先日と同じメンバーだったので、すぐに打ち解けあい、スムーズに作業できました。

この土地が鹿被害にあわないことを願います。

地区の婦人達もお茶の準備など、ありがとうございます。

侵入防止柵の道路占用・河川占用について

基本的な考え方

○設置者は市町村長又は市町村鳥獣被害対策協議会会長であること。

○管理上支障のない範囲において占用を認める。

1 道路

車道及び歩道、道路施設、草刈りが必要な場所、交通安全上支障のある場所を除く。

2 河川

計画高水位以下の場所など治水上支障のある場所、護岸等構造物に悪影響を及ぼす場所を除く。

縦断占用については、河川監理員等の通行を阻害しないよう、開閉部を設ける等の措置を講ずること

設置可能な場所の例

1 道路

法面(草刈りに支障のない範囲)

2 河川

管理道の端部

(通行可能な幅を確保する)



道 第 号
平成24年 月 日

各土木事務所長 殿

土 木 建 築 部 長

鳥獣被害防止対策として設置する侵入防止柵の道路占用について（通知）

上記について、大分県鳥獣被害対策本部における検討結果を受け、下記のとおり事務処理要領を定めたので通知します。

記

1. 基本方針

標記について、従来は道路法の規定を厳格に解釈し、道路占用を認めない運用としていたが、鳥獣被害が深刻化するなか、大分県鳥獣被害対策本部を中心とした農林業保護の取組を進めるため、広範囲にまたがる防護柵の設置が必要となっていることから、道路管理上特段の支障がない範囲において道路占用を認める取扱いとする。

2. 設置主体（申請者）

申請者は、市町村長又は市町村鳥獣被害対策協議会会長（当該協議会が市町村の行政組織であって且つ当該市町村鳥獣被害対策協議会会長が事務権限を受任している場合に限る。）とする。

3. 設置場所

設置場所については、法面等の道路管理上及び交通安全上の支障がない範囲とする。ただし、以下については、道路管理上又は交通安全上支障があることから設置を認めないものとする。

ア 車道及び歩道

車道（路肩や側溝を含む）及び歩道上には設置を認めない。防護柵等が倒壊した場合に、車道及び歩道に影響を及ぼす恐れがある範囲についても同様とする。

イ 道路施設

ガードレール、ガードパイプ等への添加は認めない。

ウ 草刈が必要な場所

法面等について、草刈が必要な場所（通常は車道・歩道から2mの範囲）については、原則として設置を認めない。ただし、占用者において必要な草刈を実施する場合等管理上支障がないときは設置を認めることができる。

エ 交通安全上支障のある箇所

上記の外、交通安全上支障のある箇所（交差点の見通しを阻害する場合等）については設置を認めない。

4. 防護柵の種類

電気柵は道路通行者に危害を及ぼす可能性があるため、設置を認めない。

5. 道路占用料

無償（上記2のとおり、申請者は市町村長等に限定されているため。）

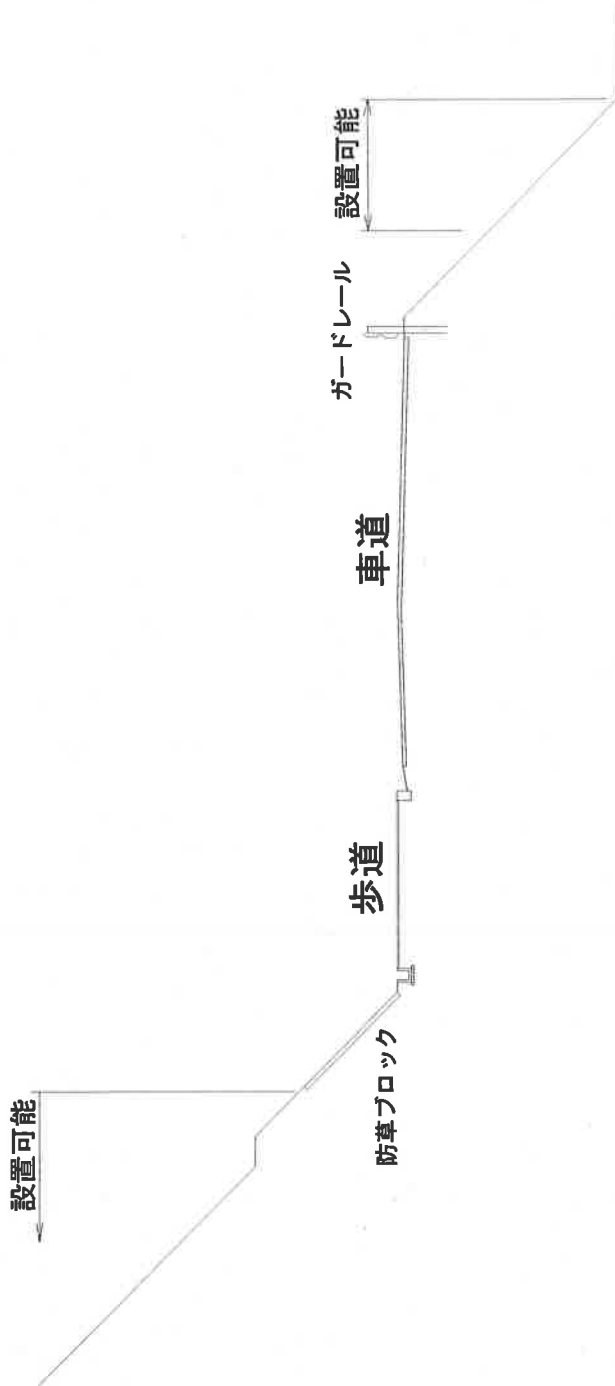
6. 許可期間

3年以内（更新することができる。）

7. 許可申請書の添付書類

位置図、平面図、断面図、設計図、仕様書、現況写真

道路における防護柵設置場所の例





河 第 号
平成 24 年 月 日

各土木事務所長 殿

土 木 建 築 部 長

鳥獣被害防止対策として設置する侵入防止柵の河川占用について（通知）

上記について、大分県鳥獣被害対策本部における検討結果を受け、下記のとおり事務処理要領を定めたので通知します。

記

1. 基本方針

標記について、従来は河川法の規定を厳格に解釈し、河川占用を認めない運用としていたが、鳥獣被害が深刻化するなか、大分県鳥獣被害対策本部を中心とした農林業保護の取組を進めるため、広範囲にまたがる防護柵の設置が必要となっていることから、河川管理上特段の支障がない範囲において河川占用を認める取扱いとする。

2. 設置主体（申請者）

申請者は、市町村長又は市町村鳥獣被害対策協議会会長（当該協議会が市町村の行政組織であって且つ当該市町村鳥獣被害対策協議会会長が事務権限を受任している場合に限る。）とする。

3. 設置場所

設置場所については、治水上・利水上の支障がなく、河川管理施設及び他の許可工作物に悪影響を及ぼさず、内水面漁業や河川の自由使用を阻害しない場所とする。

ただし、以下については、治水上又は河川管理上支障があることから設置を認めないものとする。

- ア 低水路及び高水敷、河岸法面の計画高水位以下の場所
洪水時に流失する恐れのある場所での設置は認めない。
- イ 管理用通路の通行を阻害する場所
河川巡視員や管理用車両が通行できる幅を確保すること。
- ウ 堤防構造や護岸構造に支障を与える場所
コンクリート護岸の天端や堤防の法尻付近など、堤防構造や護岸構造に支障を与える場所での設置は認めない。

4. 河川の縦断占用

河川の縦断方向に侵入防止柵を設置する場合は、開閉部（門扉）を設置するとともに、水防活動など緊急時には人力により撤去可能な構造とすること。

5. 防護柵の種類

電気柵は河川の利用者や河川巡視員等に危害を及ぼす可能性があるため、設置を認めない。

6. 河川占用料

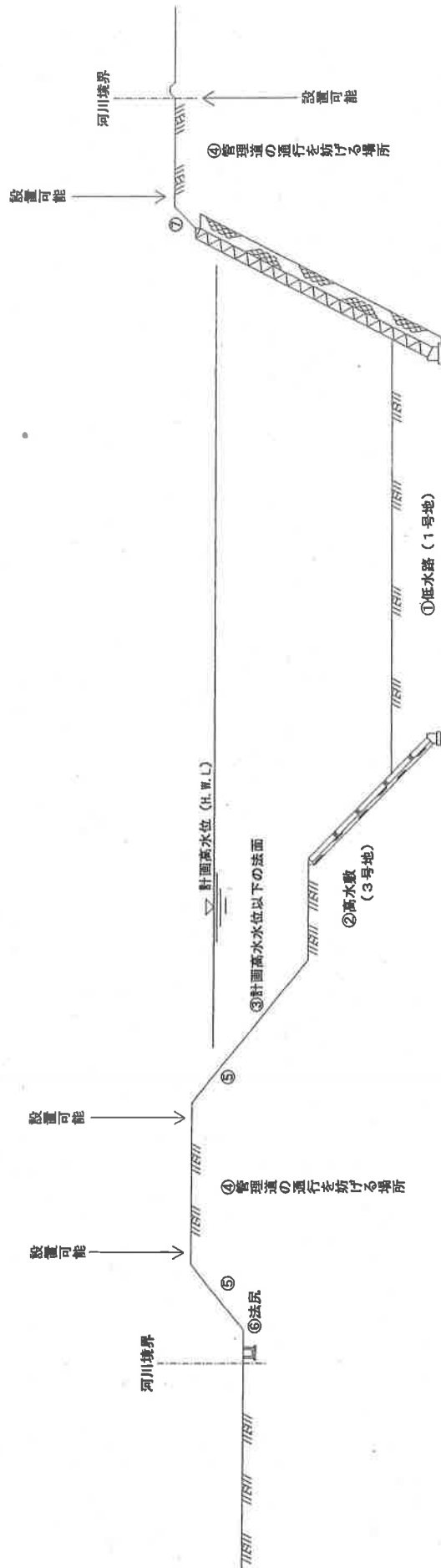
免除（上記2のとおり、申請者は市町村長等に限定されているため。）

7. 許可期間

3年以内（更新することができる）

8. 許可申請書の添付書類

位置図、平面図、標準横断図、防護柵の展開図、防護柵の構造図、字図、現況写真



(2) 集落環境対策について

大分県鳥獣被害現地対策本部選定重点地区一覧

H24.6.14 現在

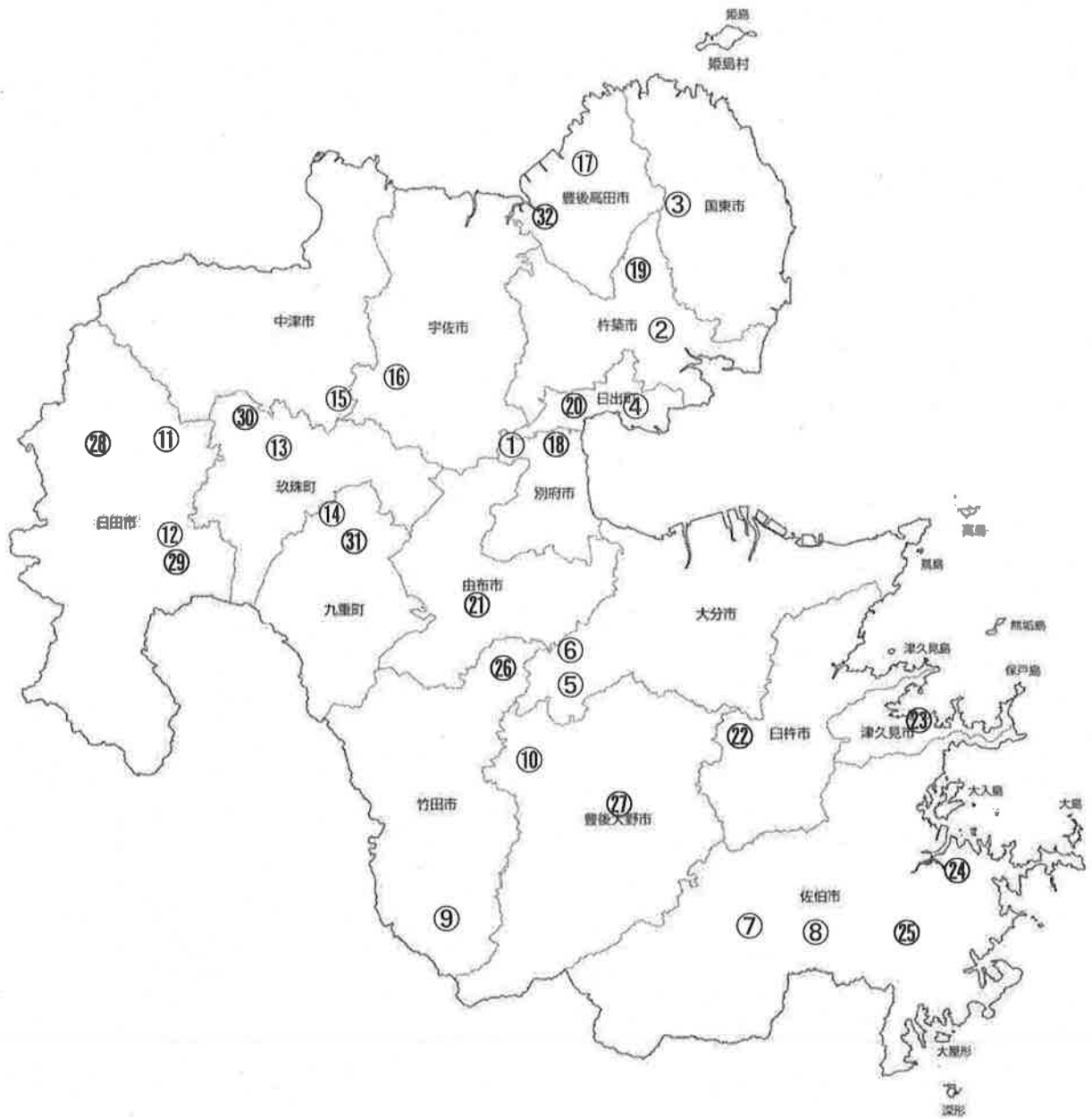
年度	H23			H24		
局	番号	重点地区名	戸数	番号	重点地区名	戸数
東部	①	別府市 ^{あまま} 天間地区	52	⑱	別府市内 ^{うちかまど} 竈地区	32
	②	杵築市 ^{おおかちがわ} 大鴨川地区	24	⑲	杵築市 ^{いしまる} 石丸地区	70
	③	国東市 ^{はた} 国見町畑地区	10	⑳	日出町 ^{ほけじ} 法花寺地区	14
	④	日出町中山地区	14			
中部	⑤	大分市 ^{かみづゆ} 野津原町上詰地区	42	㉑	由布市 ^{こうの} 湯布院町幸野地区	21
	⑥	大分市 ^{たまりみず} 野津原町湛水地区	22	㉒	臼杵市 ^{ひらの} 野津町平野地区	18
				㉓	津久見市 ^{ちゆ} 千怒地区	100
南部	⑦	佐伯市 ^{よこがわ} 直川横川地区	12	㉔	佐伯市 ^{すゑぎ} 須留木地区	91
	⑧	佐伯市 ^{おおこえ} 大越地区	27	㉕	佐伯市市福所地区	26
豊肥	⑨	竹田市 ^{なかつの} 中角地区	16	㉖	竹田市直入町 ^{かじや} 梶屋地区	101
	⑩	豊後大野市朝地町北平地区	37	㉗	豊後大野市清川町中野地区	14
西部	⑪	日田市熊ノ尾地区	20	㉘	日田市 ^{いけべ ぼる} 池辺原地区	5
	⑫	日田市天瀬町本城地区	10	㉙	日田市天瀬町 ^{ま ぼる} 馬原地区	11
	⑬	玖珠町長小野地区	18	㉚	玖珠町 ^{くらがとう} 倉ヶ峠地区	5
	⑭	九重町中須地区	14	㉛	九重町 ^{かまのき ぼる} 柿木原地区	13
北部	⑮	中津市 ^{かみんこうす} 三光上深水地区	27	㉜	豊後高田市 ^{くまわ くもばやし} 来縄雲林地区	27
	⑯	宇佐市院内町宮原地区	13			
	⑰	豊後高田市 ^{はた} 畑地区	31			
年度合計	17か所			15か所		
総計	32か所					

注) 北部振興局現地対策本部会議(7月中旬開催予定)で追加指定予定

重点地区位置図


(H24.6.14現在)


平成23年度指定： ①～⑬ 17か所
 平成24年度指定： ⑭～⑳ 15か所




H24年度 鳥獣被害現地対策本部選定重点地区個別表

単位：戸数、ha

⑱別府市内竈	加害獣	イノシシ、シカ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目	
			32	22	7	米	
	集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
	無	—	有	減	H23		
	特記事項 イノシシの、下からの侵入をいかに防ぐかが課題となると思われる。						
行動計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 藪の草刈り ・ 防護柵の点検・補修、追い払い等 ・ 狩猟免許取得の促進 							

⑲杵築市石丸	加害獣	イノシシ、シカ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目	
			70	61	18.2	米、飼料作物	
	集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
	有	3	有	減	H21～H23		
	特記事項 防護策の効果で、イノシシ被害が減り安心できるようになった。 最近シカの生息が確認されるようになった。						
行動計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 藪の草刈り ・ 防護柵の点検・補修、追い払い等 ・ 研修会、勉強会の開催 							


⑳日出町法花寺	加害獣	イノシシ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目	
			14	10	6.3	米、かんしょ	
	集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
	有	—	有	減	H23		
	特記事項 H23年度に地域で鳥獣被害防止総合対策交付金事業で金網柵を設置した。						
行動計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 藪の草刈り、放任果樹の点検・伐採 ・ 防護柵の点検・補修、追い払い等 ・ 耕作放棄地の点検 							


㉑由布市幸野	加害獣	イノシシ、シカ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目	
			21	15	11.0	水稻	
	集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
	無	有			H23		
	特記事項 H23年度に地域で鳥獣被害防止総合対策交付金事業で金網柵を設置した。						
行動計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵の点検 ・ 初猟免許取得の促進 ・ 捕獲対策の検討 							


H24年度 鳥獣被害現地対策本部選定重点地区個別表

単位：戸数、ha

②②白杵市平野	加害獣	イノシシ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目	
			18	18	10.5	甘藷、水稻	
			集落営農 無	狩猟者 無	環境対策 未	被害の推移 不明	柵設置 H23
			特記事項				
			平成23年度に交付金事業で金網柵を6.3km設置している。平成24年度には農地・水保全管理支払交付金を受ける予定。				
			行動計画				
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 柵の定期的な点検及び修繕 ・ 設置した柵の周囲の草刈り 				


②③津久見市千怒	加害獣	サル、イノシシ、シカ、アナグマ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目	
			100	30	11	柑橘類	
			集落営農 無	狩猟者 2名	環境対策 有	被害の推移 減	柵設置 H22,23
			特記事項				
			平成22、23年度に交付金事業で防護柵を設置している。現在の防護柵ではサルの被害を防ぐことはできず、対策に頭を悩ませている。				
			行動計画				
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策研修会の開催 ・ 環境整備の実施 ・ サル用防護柵の設置検討 ・ 捕獲対策の検討 				


②④佐伯市須留木	加害獣	イノシシ・シカ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目	
			91	12	35.2	水稻	
			集落営農 有	狩猟者 9	環境対策 未実施	被害の推移 横ばい	柵設置 H23繰越し(中山間)
			特記事項				
			須留木地区は、水稻の早期栽培を行っているため、他の地区より早くイノシシ・シカの被害を受けてしまう。これまでの対策は、個人毎に電気柵やシカネットを設置するだけで、集落単位での対策は行っていない。				
			行動計画				
			予防対策：7月中に中山間事業でのフェンス柵が完成する。 捕獲対策：捕獲班による重点捕獲を実施(7月以降) シカ誘導捕獲柵事業実施(10月中旬) 環境対策：毎月1回の集落点検の実施 耕作放棄地の草刈りや緩衝帯の設置(11月以降)				

②⑤佐伯市市福所地区	加害獣	イノシシ・シカ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目	
			26	9	13	水稻	
			集落営農 無	狩猟者 22	環境対策 未実施	被害の推移 増加	柵設置 H23繰越し(中山間)
			特記事項				
			市福所地区は、イノシシ・シカの被害が近年増加している地域である。 対策は個人毎で、集落単位での取組はしていない。 集落組織はないが、地域住民が一体となって被害				
			行動計画				
			予防対策：7月中に中山間事業でのフェンス柵が完成する。 捕獲対策：捕獲班による重点捕獲を実施(7月以降) 環境対策：毎月1回の集落点検の実施 耕作放棄地の草刈りや緩衝帯の設置(11月以降)				


H24年度 鳥獣被害現地対策本部選定重点地区個別表

単位：戸数、ha

②⑥竹田市梶屋	加害獣	イノシシ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目	
			101	80	76	米・飼料作物	
	集落営農有	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
	有	3	実施	増	H10年頃		
	特記事項						
	H22年に隣の集落に集落共同柵(電気柵)を設置したため、追いやられたイノシシによる被害が増加している。 個人でなく集落ぐるみでの対策が必要。						
行動計画							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣害対策の研修会の実施 ・ 集落点検 ・ 電気柵の設置研修・点検 ・ 藪の草刈り ・ 狩猟免許の取得促進 							

②⑦豊後大野市中野	加害獣	イノシシ・シカ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目	
			14	9	23.4	米、大麦、銀杏	
	集落営農有	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
	有	2	実施	増	H14年頃		
	特記事項						
	昨年度はシカ・イノシシによって米がほとんど収穫できなかった。共同で電気柵を購入し、激甚被害の圃場に設置する予定。 銀杏は隣の伏野集落にも植えられているため、共同の取り組みが必要。						
行動計画							
<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥獣害対策の研修会の実施 ● 集落点検 ・ 電気柵の設置研修・点検 ・ 藪の草刈り 							

②⑧日田市池部原地区	加害獣	イノシシ・シカ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目	
			5	5	5.4	水稻、花木、野菜	
	集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
	無	無	未実施	横ばい	H24要望		
	特記事項						
	水稻、花木などの農場団地が主体。						
行動計画							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣害対策の研修 ・ 藪の草刈り ・ 柵の設置、点検(交付金事業にて要望) ・ 狩猟免許の取得促進 							


②⑨日田市天瀬町馬原地区	加害獣	イノシシ・シカ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目	
			11	11	3	水稻	
	集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
	無	無	未実施	横ばい	H24要望		
	特記事項						
	水稻が主体である。						
行動計画							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣害対策の研修 ・ 藪の草刈り ・ 柵の設置、点検(交付金事業にて要望) ・ 狩猟免許の取得促進 							

H24年度 鳥獣被害現地対策本部選定重点地区個別表

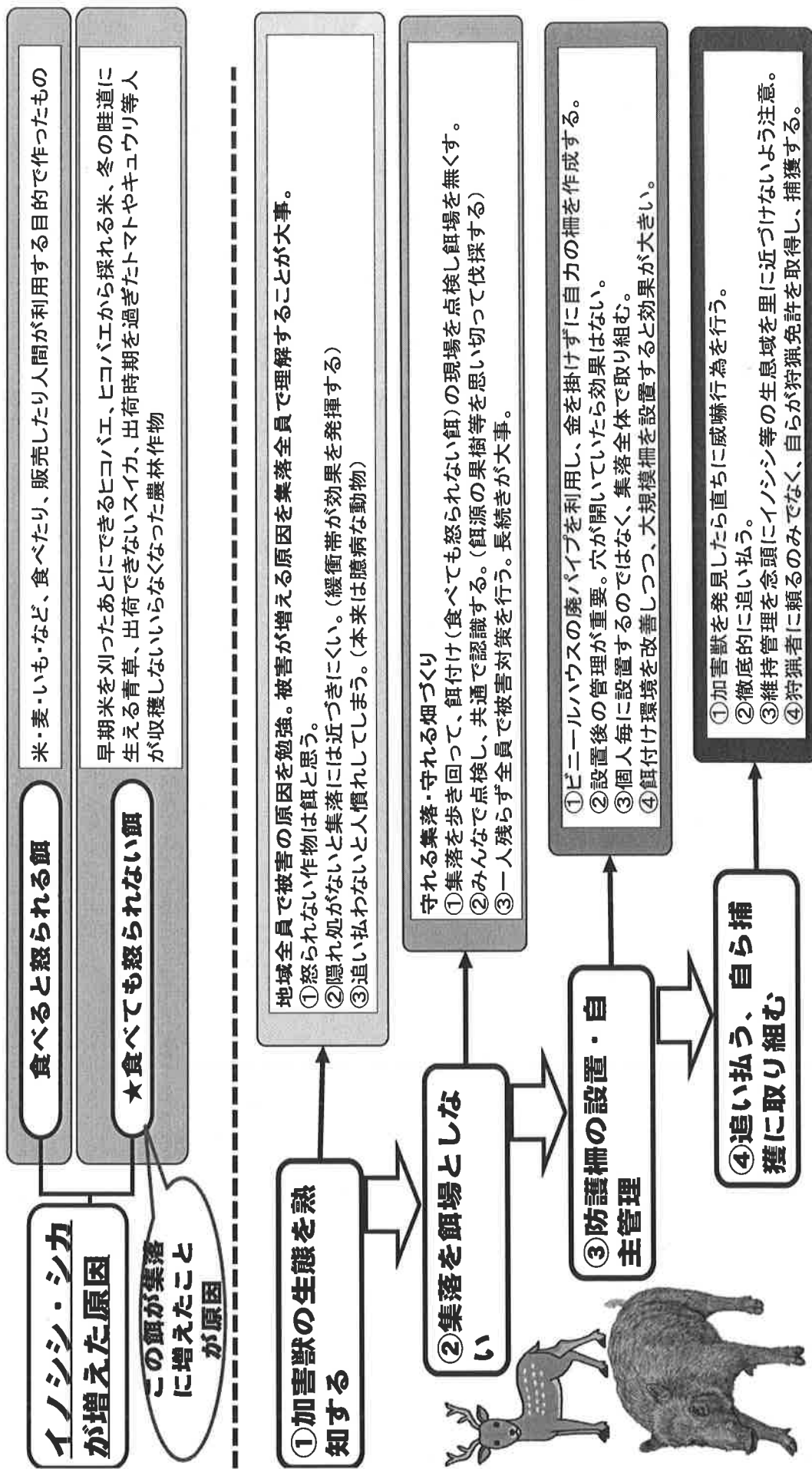
単位:戸数、ha

⑩玖珠町倉ヶ峠地区	加害獣	イノシシ・シカ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目	
			5	5	2.9	水稻	
	集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
	無	1名	実施済	横ばい	H23設置		
	特記事項						
	平成23年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業により金網柵1,985mを設置。						
行動計画							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣害対策の研修 ・ 藪の草刈り ・ 柵の管理 ・ 狩猟免許の取得促進 							

⑪九重町柿ノ木原地区	加害獣	イノシシ・シカ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目	
			13	13	8.5	水稻、トマト、飼料作物	
	集落営農	狩猟者	環境対策	被害の推移	柵設置		
	有	2人	実施済	横ばい	H23設置済		
	特記事項						
	平成23年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業により金網柵2,000mを設置。						
行動計画							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣害対策の研修 ・ 藪の草刈り ・ 柵の管理 ・ 狩猟免許の取得促進 							

⑫豊後高田市来縄雲林	加害獣	イノシシ、シカ	戸数	農家戸数	耕地面積	作目	
			27	11	26.9	水稻、麦、そば	
	集落営農	狩猟者	追い払い	被害の推移	柵設置		
	有	2人	有	減	H21		
	特記事項						
	金網フェンスを山側に施行したことにより、進入が制限され被害が減少した。						
行動計画							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵の点検 ・ 初猟免許取得の促進 							

集落環境対策「戦う集落づくり」の流れ（順序正しく進めるのが成功の秘訣）



②重点地区以外の集落対策について

○有害獣と戦う集落十箇条（案）について

県内の被害集落数は約2,000あり、被害対策の底上げを図るためポスターを作成・配布し、公民館等に掲示。さらに詳細なパンフレット（集落回覧）も配布。

みんなで防ごう鳥獣害

有害獣と戦う集落十箇条（案）

- 一 相手を知る
- 一 集落ぐるみで対応
- 一 エサ場をなくす
- 一 隠れ場所をなくす
- 一 追い払う
- 一 守れる畑にする
- 一 防護柵を有効に使う
- 一 防護柵は過信しない
- 一 効率的に捕獲する
- 一 効果的な捕獲

敵を知らねば、戦はできない
個人差があると弱点を突かれる
集落に美味しい餌があるからやってくる
敵は臆病、隠れ場所がないと怖くて逃げない
集落は危険な場所と悟らせる
栽培方法や栽培位置と工夫する
設置は、相手に合わせた種類、高さで
設置後も、スキと奪えずこまめな点検
狩猟者への情報提供、免許を取って自ら捕獲も
被害軽減は、山の十頭より田畑の十頭

大分県鳥獣被害対策本部

問い合わせ先
大分県森との共生推進室 097-506-3876
東部振興局農山漁村振興部 0978-72-0156
中部振興局農山漁村振興部 097-506-5749
南部振興局農山漁村振興部 0972-22-0393
豊肥振興局農山村振興部 0974-63-1174
西部振興局農山村振興部 0973-22-2585
北部振興局農山漁村振興部 0978-22-0622

大分県鳥獣害対策アドバイザー認定制度の概要

1. 目的

イノシシ、シカ、サル等の野生鳥獣による農林作物の被害対策を的確かつ効果的に助言するアドバイザーを養成・登録する。

2. 対象者

市町村、農協、共済組合、森林組合、県の職員、農業委員、猟友会員、集落リーダー

3. 任務

- (1) 地域における被害防止体制の整備や被害防止計画の策定に対する助言
- (2) 防護柵等の被害防止施設整備や被害防除に対する助言
- (3) 野生鳥獣被害を軽減する営農技術に対する助言ほか

4. 資格取得

アドバイザー資格の取得は、県が開催する野生鳥獣による農林作物被害防止のために行う、(1)(2)(3)のいずれか2つ以上の研修を受講すること。

- (1) 防護資材設置研修(必須)
- (2) 集落点検研修(必須)
- (3) 捕獲研修(選択)

5. 特色

- (1) 平成22年度から被害集落から参加を呼びかけた。
- (2) 平成23年度から重点集落住民も参加を呼びかけた。
- (3) 平成24年度から重点集落以外の柵設置の集落からも呼びかけている。

6. アドバイザー認定実績

項目 年度	重点集落 ・その他	市町村職員	猟友会員	共済組合	森林組合	鳥獣保護員	農協	県職員	総合計
H20年度	1	40	19	7	5	1	1	40	114
H21年度	0	49	8	8	8	2	1	37	113
H22年度	40	45	15	7	7	1	3	55	173
H23年度	26	50	13	2	1	0	3	31	126
総合計	67	184	55	24	21	4	8	163	526

H24年度 大分県鳥獣害対策アドバイザー養成研修計画(選択・必須)

振興局	研修内容	講師	研修場所	研修予定月日	出席者数	認定者数
西部	イノシシ・シカ・サル 対策(必須) 防護柵設置研修 (済)	近畿中国四国農業研究センター 鳥獣害研究チーム 上席研究員 江口 祐輔氏	日田市	平成24年6月6日	計画 120 実績見込 265	20
北部			宇佐市	平成24年6月7日		
中部	サル・イノシシ・シカ 対策(必須) 集落点検研修	近畿中国四国農業研究センター 鳥獣害研究チーム 上席研究員 江口 祐輔氏 主任研究員 上田 弘則氏	津久見市	平成24年8月上旬	140	30
豊肥			佐伯市	平成24年8月上旬		
南部	イノシシ・シカ等の捕獲技 術について(選択) 捕獲研修	財団法人自然環境研究センター 上席研究員 青木 豊氏	豊後大野市	平成24年11月7日 <small>講師の都合により変更の可能性有り</small>	140	30
東部			国東市	平成24年11月8日 <small>講師の都合により変更の可能性有り</small>		

各振興局長（農林基盤部気付）
東部振興局日出水利耕地事務所長
豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所長
豊肥振興局大野川上流開発事業事務所長

殿

農村基盤整備課長

平成24年度鳥獣害対策アドバイザー研修会への参加について

鳥獣被害防止対策については、昨年8月1日に、小風副知事を本部長とする大分県鳥獣被害対策本部を設置し、関係機関全体が連携して、取り組んでいるところです。

農業農村整備事業による鳥獣害防護柵設置にあたっては、加害鳥獣の生態・習性などを把握しておくことが、目的を遂行する上でたいへん重要となります。

このたび、標記研修会の開催案内がありましたので、鳥獣害防護柵設置工事の担当者は、必ず受講するようにお願いします。

ついては、鳥獣害防護柵設置工事の担当者の出席予定を下記により報告願います。

また、設置後の維持管理（補修含む）を担う地域住民にも、加害鳥獣の生態・習性などを把握してもらっておくことが、効果を発揮する上でたいへん重要であると考えておりますので、鳥獣柵設置箇所の各地域住民の代表者へも参加要請願います。

記

1. 研修会の日程等

- 【第1回】平成24年6月 6日（水）：日田市
 - 【第2回】平成24年6月 7日（木）：宇佐市院内町
 - 【第3回】平成24年7月25日（水）：津久見市
 - 【第4回】平成24年7月26日（木）：佐伯市
- ）※ 8月頃に変更予定

2. 報告資料

①H24鳥獣害対策アドバイザー研修会担当者整理表

- ・参加する箇所に○を記入願います。
- ・取得済みの場合は、取得年度を記載願います。
(アドバイザー認定取得してもらいますので、6月6日、7日のいずれか1日と7月25日、26日のいずれか1日の出席をお願いします)

②H24鳥獣害対策アドバイザー研修会地域住民整理表

- ・参加する箇所に○を記入願います。
- ・受講済みの場合は、受講年度を記載願います。
(アドバイザー認定取得までは、要請しませんので、4カ所のうち、最寄りの開催地1カ所で構いません)

3. 報告先（e-オフィスメールで送信）＝農村総合整備班 隈田

4. 報告期日＝5月25日（金）

※正式な出席申し込みは、各振興局の農山漁村振興部へ申し込み願います。

センチピードグラス (ムカデ芝)

センチピードグラスって何？

草丈15cm程度の夏シバ類の一種です。ランナーを伸ばして成長する姿から「ムカデ芝」とも言われています。

特徴としては、

1. 草丈が低く、横への広がりが早いです。
2. 冬には地上部が枯れるが、春には新芽が芽吹いて復活します。
3. 順調に定着すれば、雑草を抑制し草刈り回数が激減します。

アレロパシー※作用があると言われ、雑草の発生や侵入を抑制します。

どうやって育てるの？

定着するまでに3年程度管理をする必要があります。

前準備：除草剤などで生えている雑草を取り除きます。

1年目：播種または移植します。この年は例年どおりの草刈りが必要です。

2年目：春に芽吹いた後、完全に法面を覆うまで、適宜草刈りをします。

3年目：順調に定着すれば、草刈りはほとんどいらなくなります。

定着後(4年目)～10年以上、ほとんど草刈りを必要としなくなります。

作業スケジュールは？

暖地の場合

	1年目												2年目											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
作業内容						●	—	□	—	□	—	□												

●播種期 — 育成期 □ 成育期 - - - - 休眠期

※アレロパシー

他感作用といわれ、植物や微生物が放出する化学物質によって他の植物が何らかの作用を受ける現象をいう。

問い合わせ

集落・水田対策室

振興局 集落・水田班

平成23年度 畦畔管理省力化技術実施地区(実績)

種別	振興局名	市町村名	集落名	畦畔面積
センチ ピードグ ラス播種	中部	臼杵市	中ノ川	1,193m ²
	中部	臼杵市	田井ヶ迫	1,288m ²
	南部	佐伯市宇目町	上津小野	174m ²
	豊肥	豊後大野市緒方町	小原	752m ²
	豊肥	竹田市久住町	白丹	880m ²
県計				4,287m ²

平成24年度 畦畔管理省力化技術実施地区(計画)

種別	振興局名	市町村名	集落名	畦畔面積
センチ ピードグ ラス播種	東部	杵築市	年田	350m ²
	東部	国東市国東町	吉木	300m ²
	南部	佐伯市直川村	岸上集落	150m ²
	中部	臼杵市野津町	南田中	445m ²
	中部	臼杵市	中ノ川	450m ²
	豊肥	竹田市	九重野	150m ²
	豊肥	竹田市荻町	柏原	600m ²
	北部	宇佐市安心院町	荘	300m ²
県計				2,745m ²

H24播種日:平成24年6月6日(水)~8日(金)



【畦畔管理道設置】



【センチピード播種】

平成24年度 センチピード吹きつけ播種実演会の状況



<6月7日 国東町吉木 参加者35人>



<6月7日 国東町吉木 苗移植も併せて実施>



<6月7日 杵築市年田 参加者20人>



<6月7日 杵築市年田 吹きつけ状況>



<6月8日 臼杵市野津町南田中 参加者30人>



<6月8日 臼杵市野津町南田中 吹きつけ状況>

(3) 予防対策について

○ 防護柵等設置状況

(単位：km)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度 (計画)	備考
国庫事業	293.4	222.7	636.9	558.9	
県単事業	431.6	489.2	645.1	717.2	
合計	725.0	711.9	1,282.0	1,276.1	

H24.6.14現在

○ 国庫事業による鳥獣侵入防止施設の年度別整備状況

(単位：箇所、km)

事業の種類		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度 (計画)	備考
①鳥獣被害防止総合対策交付金 (森との共生推進室)	実施市町村	—	15	15	13	
	電気柵	—	2.5	0.5	11.2	
	金網柵	—	33.7	284.8	283.8	
	ネット柵	—	—	2.5	—	
	トタン柵	—	9.3	—	—	
②地活性化総合対策事業(H23) 鳥獣被害防止総合対策交付金 (H21) (国の直接採択)	実施市町村	10	—	3(2)	4	
	電気柵	18.3	—	8.7	12.0	
	金網柵	72.1	—	77.5	88.0	
	ネット柵	28.6	—	3.4	11.0	
	トタン柵	—	—	—	—	
③-1 中山間総合整備事業 (農村基盤整備課)	実施市町村	3	4	2	6	
	金網柵	15.5	30.3	11.1	47.0	
③-2 農村振興整備事業 (農村基盤整備課)	実施市町村	1	1	1	1	
	金網柵	21.1	16.3	1.4	0.9	
④公共造林事業 (森林整備室)	実施市町村	10	12	17	17	
	ネット柵	137.8	130.6	247.0	105.0	
合 計	電気柵	18.3	2.5	9.2	23.2	
	金網柵	108.7	80.3	374.8	419.7	
	ネット柵	166.4	130.6	252.9	116.0	
	トタン柵	—	9.3	—	—	
	延長合計	293.4	222.7	636.9	558.9	

○ 県単事業による鳥獣侵入防止施設の年度別整備状況

H24.6.14 現在

(単位：箇所、km)

事業の種類		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度 (計画)	備考	
⑤鳥獣被害総合対策事業 (森との共生推進室)	実施市町村	17	17	17	17		
	イノシシ	電気柵	400.5	409.7	596.5	691.5	
		金網柵	4.5	42.6	6.4	4.8	
		トタン柵	5.6	4.3	4.3	4.7	
	サル	電気柵	1.3	0.3	1.1	1.0	
		ネット柵	1.6	0.4	0.1	-	
	シカ	ネット柵	18.1	31.9	34.6	13.4	
⑥森林シカ被害防止対策事業 (森との共生推進室)	実施市町村	2	3	4	4		
	ネット柵	0.0	0.0	2.1	1.8		
	(樹皮ガード)	1,920枚	3,600枚	3,250枚	5,400枚		
合 計	電気柵	401.8	410.0	597.6	692.5		
	金網柵	4.5	42.6	6.4	4.8		
	ネット柵	19.7	32.3	36.8	15.2		
	トタン柵	5.6	4.3	4.3	4.7		
	延長合計	431.6	489.2	645.1	717.2		

CATV（豊後大野市・竹田市）の活用

—電気柵設置の呼びかけ（豊肥振興局）—

放送期間：豊後大野市 6月 8日～6月14日
竹田市 6月15日～6月22日

電気柵とは



ガイシの向きは外側に



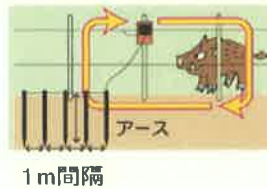
※インシシは最初に電線を押す習性があります。

電線の高さは地面から20cm間隔



※インシシは鼻が敏感、高さは約20cm、シガは120cm。

アースは深く、湿った土壤に



※アースは深いほどよい、棒の間隔は1m以上離しましょう。

結線していますか



※どこかが途切れた場合に備えて、50～100mごとに上下を結線。

草刈はこまめに



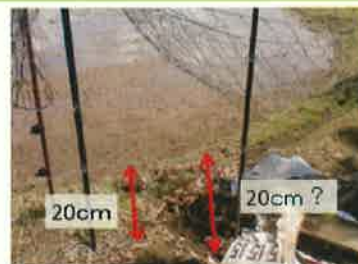
※電線に草が触れると漏電し、電圧が低下します。

舗装からは50cm以上離して



※舗装道路は絶縁体です。前足が地面に付くように！

すきまを作らない



※20cmが大事、凸凹な地形は支柱を足すなど20cmをキープ。

(4) 捕獲対策について

① 平成24年度 振興局別捕獲目標

アクションプラン2012指標一覧（振興局別）

指 標	単位	H 2 2 実績	H 2 3 目標	H 2 3 実績	H 2 4 目標	H24振興局別目標						備考
						東部	中部	南部	豊肥	西部	北部	
イノシシの捕獲頭数	頭/年	26,178	22,000	21,315	27,000	6,300	4,900	2,700	4,300	3,600	5,200	
シカの捕獲頭数	頭/年	23,651	27,000	27,811	24,000	3,500	2,400	8,000	2,600	2,500	5,000	
計		49,829	49,000	49,126	51,000	9,800	7,300	10,700	6,900	6,100	10,200	

② 県下一斉捕獲実施計画

第1回	第2回	第3回
平成24年9月9日（日）	平成24年9月23日（日）	平成25年3月中旬予定 （関係者と協議後決定）

※ 三県合同（福岡県、熊本県、大分県）及び四県合同（熊本県、宮崎県、鹿児島県、大分県と森林管理局）の隣県との合同捕獲については、例年どおり実施予定。
今年度の三県合同の開催県は大分県であることから、三県合同と四県合同の統一に向けた提案を予定している。

③新たなシカ被害防止対策

～集落が餌場になることを逆手に取り、捕獲する～

○鳥獣害と戦う集落支援事業

【内容】

県内のシカ等の被害の多い集落を対象に、有害鳥獣をネット柵により捕獲ポイントへ誘導し、くくり罠で捕獲する。

【事業実施主体】

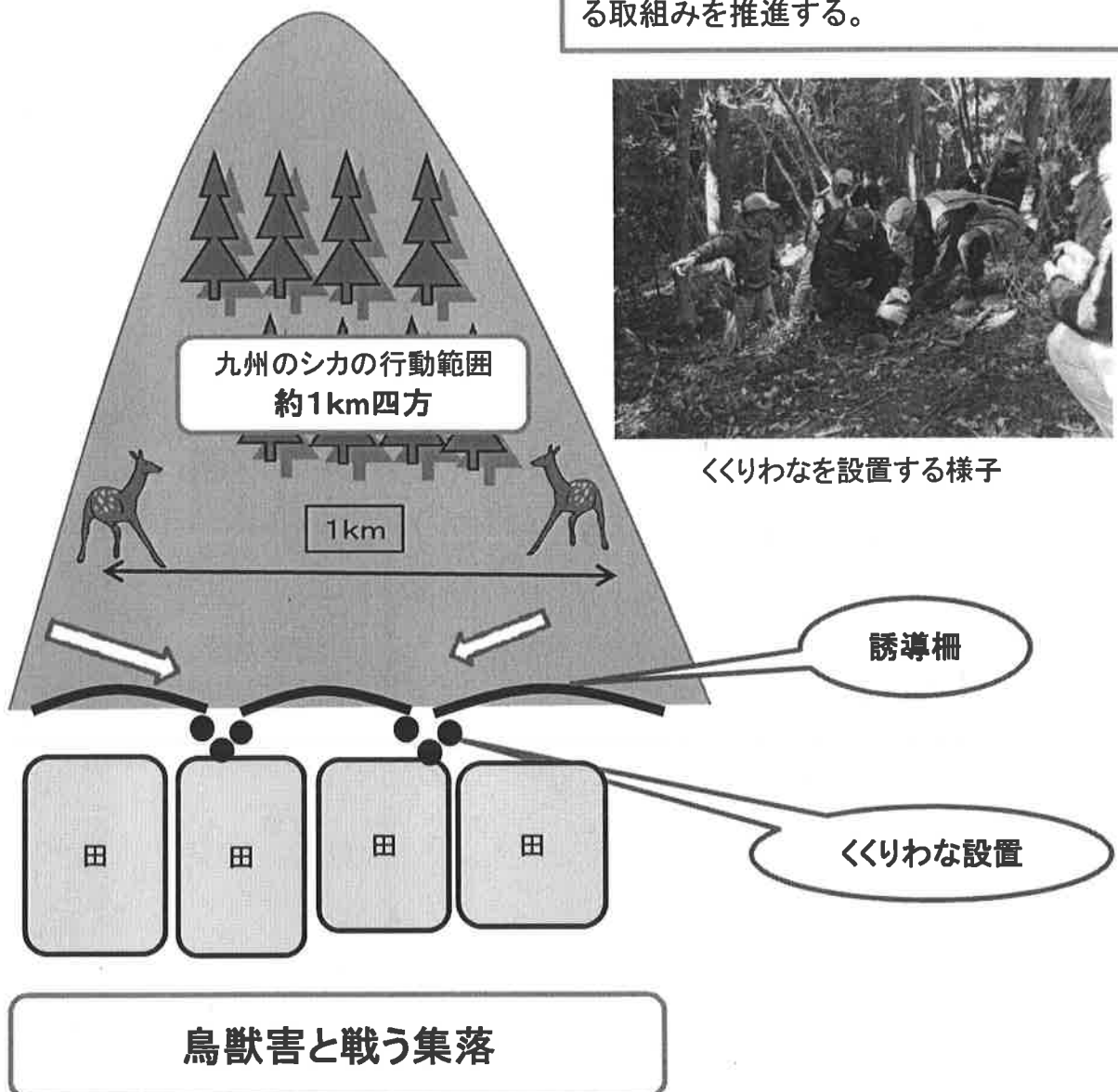
県(現地対策本部)

【実施方法】

県内6か所(1振興局毎に1か所)

※平成23年度モデル事業で平成24年2月に設置した佐伯市の誘導捕獲わなでは現在まで8頭のシカを捕獲。

このノウハウを活用し、集落自ら捕獲する取組みを推進する。



くくりわなを設置する様子

【捕獲目標】

1事業箇所2頭/月×12月=24頭 6事業箇所 144頭 約150頭 (5ヵ年 約750頭)

④わな捕獲技術・解体処理研修会の開催について

1. 目的

わな免許を取得して間もない初心者を対象として、効率的な捕獲や安全な止めさし、衛生的な解体処理技術の習得し、捕獲意欲の向上を図る。

2. 日程 平成平成24年度の猟期に入った早い時期を予定

3. 場所 未定

4. 内容 午前) わな捕獲技術研修会 午後) 解体処理研修会

5. 講師 県内の熟練狩猟者・処理施設運営者

6. 参集範囲

過去3カ年の新規わな免許取得者を中心に、数十名程度

※新規の免許取得者、衛生処理技術を身につけたい方など対象

7. 平成23年度実施状況



くくりわな設置講習



止めさし実習



解体処理実習

【会場】 杵築市「山香アグリ」

【参加者】 34名

(規免許取得者、獣肉加工業者等)

⑤ A Iゲート式罠いワナの導入

— 捕獲のタイミングを自動で決定 —

敷地面積の広い罠いワナは、一度に多くの獲物を収容できるが、これまでの罠いワナは最初に入った獲物がわなに触れると扉が閉まり、複数の捕獲が容易では無かった。そこで、餌付け期間中にワナに出入りする群れの頭数をセンサーで把握し、餌付け期間終了後、群れの最大頭数が入ったとき扉が閉まるワナを玖珠町が鳥獣害対策交付金事業で設置。これで一網打尽！



コントロールボックス



コントロールボックスの内部



ソーラーパネル



落下装置



センサー



落下装置

試験課題

- ・研究の背景と目的
H14～17にかけて県南部を中心に多数の罾いワナが作られたが、捕獲実績があまり上がっていない。
そこで、罾いワナの入り口の改良や誘引物(エサ)の試験を行い、効果的な捕獲方法の検証を目的とした。

・入口の改良

鉄製入口



漁網入口



改良

→ 安全性の向上とコストの削減

・誘引方法

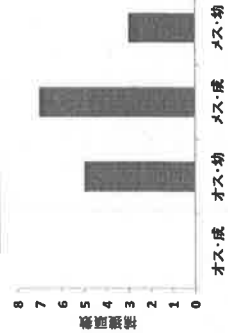


- 罾塩を用いることにより長期的な誘引が可能
- シカのみを誘引するために、乾燥牧草を用いる

・捕獲実績

日付	内容	Memo
2009/11/2	餌付け開始	罾いワナ設置
2009/12/7	罾いワナ設置	罾いワナ設置
2010/1/18	仕掛け開始	罾いワナ設置
2010/1/24	2頭捕獲	罾いワナ設置
2010/2/16	捕獲	罾いワナ設置
2010/3/11	捕獲	罾いワナ設置
2010/3/29	捕獲	罾いワナ設置
2010/6/10	捕獲	罾いワナ設置
2010/07/26	捕獲	罾いワナ設置
2010/09/18	捕獲	罾いワナ設置
2010/10/12	捕獲	罾いワナ設置
2011/1/21	捕獲	罾いワナ設置
2011/3/28	2頭捕獲	罾いワナ設置
2011/4/16	捕獲	罾いワナ設置
2011/8/21	2頭捕獲	罾いワナ設置

15頭のシカを捕獲



→ メスと幼獣を捕獲しやすいため、個体数調整として有効

設置指導

・設置マニュアルの作成



・解説用模型の作成



・集落の住民と協力して設置



罾いワナは集落で取り組む捕獲対策としての面が強く、継続した捕獲には、猟友会のみではなく、集落住民や行政が協力してワナの管理を行なっていく必要がある。
今後、被害抑制のため設置要望のある“集落”に対して設置指導を行なっていく。

・H22

玖珠町に2カ所・九重町に3カ所に設置指導
→ 玖珠町では、イノシシを1頭、九重町ではシカを2頭捕獲

・H23

国東市の赤根と岩戸寺地区に設置指導
→ 赤根地区においてシカ3頭、イノシシ7頭を捕獲

・改良型罾いワナの普及状況



3市町村9基を設置・指導

・H24

H22に九重町松木に設置した罾いワナを移設したいという要望があり、町役場や西部局と連携を図り、重点地区への移設を視野に検討を行う。
玖珠町の個人(猟友会員)が設置を検討している。
設置の簡易化や捕獲効率向上のための誘引方法の検討を行う。

平成24年度初心者狩猟講習会日程

種別	月日	時刻	内容	場所	受講申込受付期間
(1) 網猟 わな猟	7月21日 (土)	10:00 ～10:10 10:10～12:00 13:00～15:30 15:30～16:00 16:00～16:30	あいさつ 日程説明等 法令に関する知識 鳥獣に関する知識 猟具に関する知識 猟具の架設方法(実技)	大分市大字古国府字内山 1337-20 「大分県林業会館」 新館3階 ☎097-545-1211	7月1日(日) ～ 7月10日(火)
(1) 第一種 銃猟 及び 第二種 銃猟	7月28日 (土) 7月29日 (日)	10:00 ～10:10 10:10～12:00 13:00～15:30 10:00～12:00 13:00～15:00 15:00～15:30 15:30～16:30	あいさつ 日程説明等 法令に関する知識 鳥獣に関する知識 質疑応答 猟具に関する知識 銃器の操作方法(実技) 距離の目測 狩猟映画	大分市顕徳町2-6-13 「大分県猟友会 会議室」 ☎097-532-4543	
(2) 網猟 わな猟	8月4日 (土)		(1) 網猟、わな猟と同じ	佐伯市向島1丁目3番8号 保健福祉総合センター「和楽」 ☎0972-23-5115	7月20日(金) ～ 7月27日(金)
(3) 網猟 わな猟	8月5日 (日)		(1) 網猟、わな猟と同じ	日田市上城内町2番6号 日田市中央公民館 ☎0973-22-6868	
(4) 網猟 わな猟	8月18日 (土)		(1) 網猟、わな猟と同じ	竹田市大字玉来1-1 竹田市文化会館 ☎0974-63-2734	8月1日(水) ～ 8月10日(金)
(5) 網猟 わな猟	8月19日 (日)		(1) 網猟、わな猟と同じ	日出町大字藤原2277番地1 日出町保健福祉センター ☎0977-73-1337	
(6) 網猟 わな猟	8月26日 (日)		(1) 網猟、わな猟と同じ	中津市片端町1366-1 中津市立小幡記念図書館 ☎0979-22-0679	
(7) 網猟 わな猟	9月22日 (土)		(1) 網猟、わな猟と同じ	大分市大字古国府字内山1337-20 「大分県林業会館」新館3階 ☎097-545-1211	9月1日(土) ～ 9月11日(火)
(7) 第一種 銃猟 及び 第二種 銃猟	9月29日 (土) 9月30日 (日)		(1) 第一種銃猟、第二種銃猟と同じ (1) 第一種銃猟、第二種銃猟と同じ	大分市顕徳町2-6-13 「大分県猟友会 会議室」 ☎097-532-4543	

[申込先] 受講者が居住する地域の大分県猟友会各支部

[受講料] 網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟、網猟及びわな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟は、各々7,000円

網猟、わな猟及び第一種銃猟、網猟、わな猟及び第二種銃猟、

網猟、わな猟及び第一種銃猟並びに第二種銃猟は、各々9,000円

* すでに、いずれかの狩猟免許を所持している者は、知識試験のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令及び鳥獣に関する知識の試験が免除されますが、講習はできるだけ受講して下さい。

平成24年度 狩猟免許試験のお知らせ

● 申請は印鑑及び手数料を持参のうえ、**住所地を管轄する振興局**にて行うこと。

		試験①		試験②		試験③	
試験日		8月11日(土)	8月12日(日)	9月15日(土)		10月13日(土)	10月14日(日)
猟種		網猟・わな猟	第一種・第二種銃猟	網猟・わな猟		第一種・第二種銃猟	網猟・わな猟
時間		午前9時～午後5時		午前9時～午後5時		午前9時～午後5時	
試験会場	東部	杵築市健康福祉センター 多目的ホール (杵築市大字猪尾941)		大分県国東総合庁舎 大会議室 (国東市国東町安国寺786-1)		大分県庁舎本館 正庁ホール (大分市大手町3-1-1) ※ 対象：県内に住所地を有するもの 申込先：住所地を所管する振興局。	
	中部	大分県庁舎本館 正庁ホール (大分市大手町3-1-1)		大分県庁舎本館 正庁ホール (大分市大手町3-1-1)			
	南部	大分県佐伯総合庁舎 4階大会議室 (佐伯市長島町1-2-1)		大分県佐伯総合庁舎 4階大会議室 (佐伯市長島町1-2-1)			
	豊肥	大分県竹田総合庁舎 (竹田市大字竹田宇山手1501-2)		大分県竹田総合庁舎 (竹田市大字竹田宇山手1501-2)			
	西部	大分県日田総合庁舎 4階大会議室 (日田市城町1-1-10)		大分県日田総合庁舎 4階大会議室 (日田市城町1-1-10)			
	北部	大分県宇佐総合庁舎 大会議室 (宇佐市大字法鏡寺235-1)		大分県宇佐総合庁舎 大会議室 (宇佐市大字法鏡寺235-1)			
受付期間		7月17日(火)～7月30日(月)		8月21日(火)～8月31日(金)		9月18日(火)～10月1日(月)	

申請受付窓口	所在地	連絡先	管轄市町村
東部振興局 森林管理班	国東市国東町安国寺786-1	0978-72-0156	別府市・杵築市・国東市・姫島村・日出町
中部振興局 森林管理班	大分市府内町3-1-1	097-506-5749	大分市・臼杵市・津久見市・由布市
南部振興局 森林管理班	佐伯市長島町1-2-1	0972-22-0393	佐伯市
豊肥振興局 森林管理班	竹田市大字竹田宇山手1501-2	0974-63-1174	竹田市・豊後大野市
西部振興局 森林管理班	日田市城町1-1-10	0973-22-2585	日田市・九重町・玖珠町
北部振興局 森林管理班	宇佐市大字法鏡寺235-1	0978-32-0622	中津市・豊後高田市・宇佐市

1. 対象者・・・平成24年度以降に狩猟を行う予定の者。

- ・ 網猟免許：銃器及びわな以外の方法で狩猟を行う者。
- ・ わな猟免許：わなを使用する方法で狩猟を行う者。
- ・ 第一種銃猟免許：銃器を使用して狩猟を行う者。
- ・ 第二種銃猟免許：空気銃又は圧縮ガス銃を使用して狩猟を行う者。

2. 申請書に添付するもの・・・狩猟免許申請書は、県振興局に備付けの用紙を使用すること。

- 1) 写真1枚：写真は申請書ごとに添付すること。
最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。
- 2) 医師の診断書：3ヶ月以内に作成されたもの。又は、銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その許可証の写し。
統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む)及びてんかん(発作が再発する恐れがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く)にかかっていること並びに麻薬、大麻、あへん及び覚せい剤の中毒者でないことを証明するもの。
- 3) 返信用封筒1通：郵便切手を添付し、宛名を書いた封筒、また2種以上受験する場合も1通で可。

3. 手数料・・・網猟・わな猟・第一種銃猟・第二種銃猟、各免許ごとに下記手数料が必要となります。

- 1) 既に狩猟免許を受け、その有効期間内に他の狩猟免許を受けようとする者。 各々 3,900円
- 2) 1)以外の者 各々 5,200円

4. 当日の携帯品・・・受験票、筆記具(受験票については、あらかじめ記載されている期日の狩猟免許試験のみ有効)及び眼鏡等

5. 試験内容・・・知識試験及び適性試験を行ない、そのいずれにも合格した者に対して、技能試験を行う。

- 1) 知識試験 (法令、猟具、鳥獣に関する知識及び鳥獣の保護管理に関する知識についての筆記試験) 90分
- 2) 適性試験 (視力、聴力及び運動能力)
- 3) 技能試験 (猟具の取扱い、距離の目測(網猟・わな猟は除く)及び鳥獣の判別)

6. 合格発表・・・合格の発表は、試験当日に行う。

また、大分県個人情報保護条例(平成13年12月25日大分県条例第45条)第21条に基づく受験者本人からの口頭による開示請求は、合格発表の日より1ヶ月以内とし、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証等)を提示しなければならない。

7. 注意事項(その他不明な点については、上記の管轄振興局まで問い合わせること。)

- 1) 申請者は、**管轄振興局が実施する上記の各会場において受験するものとする。**
ただし、他会場での受験を希望する場合は、速やかにその旨を管轄振興局まで連絡し、その指示を受けること。
- 2) 試験当日欠席した者(30分以上遅刻したものを含む。)に対する再試験等は一切行わない。
- 3) 災害その他次に掲げるやむを得ない理由のため、狩猟免許の有効期間内の更新を受けなかった者については、その事由がやんだ日から起算して、一ヶ月以内に次に示す者である旨及びその事由がやんだ日を証する書類を添えて管轄振興局へ申請した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除するものとする。
 - ① 海外旅行をしていたこと
 - ② 病気にかかり、又は負傷していたこと
 - ③ 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと
 - ④ 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと

平成24年度 狩猟免許更新のお知らせ

- 申請は印鑑及び手数料を持参のうえ、**住所地を管轄する振興局にて行う**こと。

更新検査会場					
東部	9月4日(火)	アストくにさき アグリホール (国東市国東町鶴川160-2)	豊肥	9月4日(火)	くじゅうサンホール(久住中央公民館) (竹田市久住町久住6154)
	9月5日(水)	杵築市山香庁舎 大会議室 (杵築市山香町野原1010-2)		9月5日(水)	竹田総合庁舎 (竹田市大字竹田字山手1501-2)
	9月6日(木)	別府市中央公民館 講座室 (別府市上田の湯町6-37)		9月6日(木)	豊後大野市神楽会館 (豊後大野市清川町砂田810番地)
中部	9月3日(月)	鶴崎公民館 (大分市東鶴崎1-1-7)	西部	9月7日(金)	
	9月5日(水)	臼杵中央公民館 (臼杵市大字臼杵2-107番562)		9月3日(月)	九重町役場3階大会議室 (九重町大字後野上8-1)
	9月7日(金)	大分県教育会館 (大分市大字下郡496-38)		9月4日(火)	日田市中央公民館ホール (日田市上城内町2-6)
	9月11日(火)	はさま未来館 由布市挾間町挾間104-01)		9月6日(木)	中津江振興局3階大会議室 (日田市中津江村栃野353)
南部	9月5日(水)	※3日間の内、いずれか1日開催 佐伯市保健福祉総合センター 和楽 (佐伯市向島1-3-8)	北部	9月4日(火)	宇佐市役所大会議室 (宇佐市大字上田1030-1)
	9月6日(木)			9月6日(木)	中津市本耶馬溪公民館 (中津市本耶馬溪町曾木1800)
	9月7日(金)			9月7日(金)	大分県中津総合庁舎 (中津市中央町1-5-16)
県庁	9月14日(金)	大分県庁舎 正庁ホール (大分市大手町3-1-1) ※対象: 県内に住所地を有するもの 申込先: 住所地を所管する振興局。		9月11日(火)	大分県豊後高田総合庁舎 (豊後高田市是永町39)
申請書の受付期間		平成24年 8月 6日(月) ~ 平成24年 8月17日(金)			

申請受付窓口	所在地	連絡先	管轄市町村
東部振興局 森林管理班	国東市国東町安国寺786-1	0978-72-0156	別府市・杵築市・国東市・姫島村・日出町
中部振興局 森林管理班	大分市府内町3-1-1	097-506-5749	大分市・臼杵市・津久見市・由布市
南部振興局 森林管理班	佐伯市長島町1-2-1	0972-22-0393	佐伯市
豊肥振興局 森林管理班	竹田市大字竹田字山手1501-2	0974-63-1174	竹田市・豊後大野市
西部振興局 森林管理班	日田市城町1-1-10	0973-22-2585	日田市・九重町・玖珠町
北部振興局 森林管理班	宇佐市大字法鏡寺235-1	0978-32-0622	中津市・豊後高田市・宇佐市

1. 対象者・・・平成21年度に狩猟免許を取得した者。
2. 申請書に添付するもの・・・狩猟免許更新申請書は、県振興局に備付けの用紙を使用すること。
 - 1) 写真1枚(最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。)
 - 2) 医師の診断書: 3ヶ月以内に作成されたもの。又は、銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し。
統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む)及びてんかん(発作が再発する恐れがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く)にかかっていないこと並びに大麻、大麻、あへん及び覚せい剤の中毒者でないことを証明するもの
 - 3) 返信用封筒1通: 郵便切手を添付し宛名を書いた封筒、また2種以上更新する場合も1通で可。
3. 手数料・・・網猟免許・わな猟免許・第一種銃猟免許・第二種銃猟免許 各々 2,800円
4. 当日の携帯品・・・受験票、筆記具及び眼鏡等
5. 講習及び適性検査・・・午前9時から午後5時まで行う。
 - 1) 講習 (鳥獣保護及び狩猟に関する法令、鳥獣の判別、猟具の取扱い及び鳥獣の保護管理に関する知識)
 - 2) 適性検査 (視力、聴力及び運動能力)
6. 合格発表・・・合格の発表は、更新当日に行う。
7. 注意事項(不明な点については、上記の管轄振興局まで問い合わせること。)

- 1) 申請者は、**管轄振興局が実施する上記の各会場において受験するものとする。**
ただし、仕事等の都合によりやむを得ず受験できない場合又は勤務先のある他会場での受験を希望する場合は、速やかに、その旨を管轄振興局まで連絡しその指示を受けること。それでもなお、受験できなかった者は、9月14日(金)に大分県庁舎本館(正庁ホール)で受験すること。
- 2) 災害その他次に掲げるやむを得ない理由のため、受付期間中に申請できなかった者については、次に示す者である旨を証する書類を添えて各講習日の二日前までに各振興局へ申請した場合に限り、申請を受け付けるものとする。
 - ① 海外旅行をしていたこと
 - ② 病気にかかり、又は負傷していたこと
 - ③ 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと
 - ④ 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと

大分県農林水産部森との共生推進室

(5) サル対策について

サル被害防止対策事業

【現状】

- サルの被害額は28百万円程度で推移している。
- 被害は東部(別府)、中部、豊肥、県南地域が多い。
- 生息頭数が不明である。
※他県では目視による調査が行われているが、多大な労力と経費が必要である。

年度	被害額(千円)	捕獲頭数(頭)	備考
H19	30,544	255	南部、中部地域を 中心に被害が発生
H20	29,340	340	
H21	26,977	348	
H22	27,183	491	
H23	26,061	330	

【課題】

- 猟友会により捕獲されているが、被害額は横ばいである。
- 銃猟による捕獲は群れを散らし、生息域の拡大を招く恐れがあるため、わなによる捕獲が重要である。
- シカやイノシシで使用されている物理柵での予防対策は難しい。

【対策1】

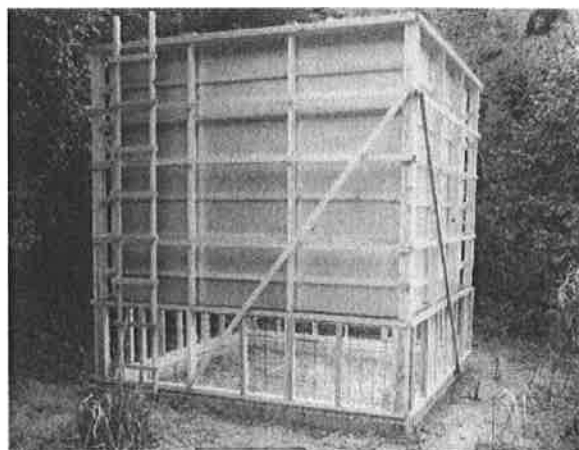
○サル捕獲方法の検証

【事業内容】

先進県での成功事例を踏まえ、現在津久見市に設置されている捕獲わなの問題点を外部講師を招き、現地対策本部が検証する。

【参考】

宮崎県では串間市3か所、日南市9か所で設置しており、18ヶ月で100頭捕獲したわなもある。



サル捕獲わな(津久見市:H22年度設置)

【対策2】

○サル予防対策の実証

【事業内容】

サルの予防対策として効果が実証されている防護柵(猿落(えんらく)君)を現地対策本部がモデル的に設置し、効果の実証を行い、普及を図る。

【実施予定箇所】

・中部、南部、東部地域



「猿落君」の側面図



現地に設置された「猿落君」(他県設置事例)

【効果】

○サル用捕獲わなによる捕獲のノウハウを現地対策本部が取得することで、被害の多い地域を中心とした被害対策に活用することが出来る。

○防護柵(猿落(えんらく)君)の効果を実証し、予防対策を確立することで、現地対策本部が他の被害地域に積極的に普及することが出来る。

○農林業生産者や集落が予防・捕獲対策を実践する意識を醸成できる。

(6)ジビエ対策について

①今後のジビエ対策について

1 現状

(1) 獣肉処理過加工施設の整備について

平成21年度に策定された「イノシシ肉・シカ肉衛生管理マニュアル」に沿って、各地域に獣肉施設が整備されつつある。(P41)

(2) 地域産業資源の指定について

平成24年6月4日にイノシシ肉、シカ肉が「地域産業資源」に指定された為、今後は、各地域の観光資源としての特産化の可能性を検討。(P42)

(3) 日本ジビエ振興協議会の設立について

平成24年5月31日に全国的な組織としては初めて「日本ジビエ振興協議会」が設立された。

【組織概要】(P46)

長野県で積極的にジビエの利活用に取り組むフランス料理店オーナーの藤木シェフを代表とし、JTB、NTTPC、麒麟ビール(長野支店)等がメンバー。

今後は、各地域の市町村および鳥獣被害対策協議会や、旅行、飲食業界にも参加呼び掛けを行う予定。

全国各地の地域とネットワークを組み合わせながら、ジビエの普及、課題解決、ジビエ振興のための人材育成、販路拡大のためのセミナー等を実施予定。

(4) 学校給食におけるジビエ料理提供について

平成22年度以降、地元の獣肉処理加工施設がある地域の地元を中心に、学校給食においてジビエ料理の提供が進みつつある。

(平成23年度提供回数 中津市7回、佐伯市7回、杵築市2回)

2 対応の方向(案)

(1) 地域産業資源指定による「おおいた地域資源活性化基金事業」(商品開発)の活用

(2) 「おおいた県民DAY」(10月7日)、「農林水産祭」(10月下旬)等を活用した普及

(3) 日本ジビエ振興協議会と連携した取組の推進

日本ジビエ振興協議会の協力を得ながら、各局の現地対策本部、ジビエ利活用に意欲のある地域の市町村、観光協会、商工会議所、地元グループ等と連携し、セミナーや講習会の開催、県内外の販路拡大を検討する。

(4) 学校給食等におけるジビエ料理提供の推進

現地対策本部が中心となり、学校給食、食育推進活動等の機会も活用し、ジビエ料理の普及推進、情報提供等を行う。

(例)7月には、中津市において、「おおいた地産地消キャンペーン」の「学校給食地産地消夏野菜カレー」の取組において、ジビエカレーを提供予定。

県内の獣肉処理・加工施設の整備状況

H23.9調べ(H24.4一部更新)

施設名	東部			中部		南部	豊肥	西部	北部
	山香アグリ	国東ジビエ研究会	燻家(いぶすけ)	山川屋	(有)みやもと	日田市獣肉処理施設	耶馬溪食肉工房『猪鹿(ちよろく)』		
取扱獣種	イノシシ シカ	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
事業内容	処理業 加工品生産 精肉販売 加工品販売 飲食店併設	外部委託 ○(ウインナー・ハム)	○(猪飯の素) ○(ウインナー・ハム)	検討中(H23.9離取)	外部委託 ○(ベーコン・ハム・シンジ味噌等)	外部委託	○(ウインナー) ○(天龍雲)	外部委託	
所在地	杵築市山香町	国東市国見町	由布市湯布院町	臼杵市野津町	佐伯市宇目	日田市上津江村	中津市耶馬溪町		
処理頭数(H22)	401	10	450kg(99頭換算) ※山香アグリから購入	猪飯素3,000パック			67		
処理頭数(H23)	80	20					61		
補助事業等	【県単補助金】地域活性化総合補助金(東部振興局地域振興班)イノシシ・シカ捕獲処理システム構築事業 H20年度～ 総事業費31,626千円 県補助金21,084千円	【国庫補助金】国鳥獣被害防止総合対策事業(国東市鳥獣被害防止対策協議会) H21年度 総事業費1,242千円 国補助金275千円 国東市補助金520千円	【県単補助金】地域活性化総合補助金(中部振興局地域振興班)ゆふいんジビエ流通体制構築事業 H21年度～ 総事業費93,949千円 県補助金62,632千円 湯布院ジビエフェアー 総事業費2,000千円 県補助金1,200千円	個人で整備(補助事業無し) 平成22年9月整備 11月から販売	個人で整備(補助事業無し) 創業38年の老舗	【県単補助金】地域活性化総合補助金(西部振興局地域振興班)H23年度～ 獣肉処理施設整備事業 総事業費32,778千円 県補助金10,000千円 平成24年2月完成 平成24年4月稼働	【市単補助金】中津市地域雇用創出推進基金条例に基づく補助(中津市) 総事業費11,000千円 中津市基金補助金9,999千円		
学校給食での提供	H23杵築市・山香町の小学校	H23.6由布市西川小学校	H23佐伯市立佐伯小学校			H22、H23中津市の小学校			
県農林水産祭出店	H22	H23	H16～H23			H23			
HP	http://bussan-oita.jp/item-332-	http://www1.ocn.ne.jp/~ibusuke/	http://www.lets-begin.info/glibe/	http://www.yamakawa.com/	http://www.lets-begin.info/glibe/	http://www.yabakeitenryu.com/html/shop.html			
電話番号	0977-75-0367	0977-85-5086	0974-32-7825	0972-52-1209	0973-54-3056	0979-54-2552			
備考	・(取扱量)シカよりイノシシ	・H23.11森づくり大会(植樹祭)屋敷(猪肉の炊き込みご飯と猪汁1,000人分)提供				・県内初公設民営(指定管理者制度) ・(取扱量)シカよりイノシシ		・(取扱量)イノシシよりシカ	

② 中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源に係る イノシシ・シカの指定について（概要）

○趣 旨

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を図る。

○指定のメリット

〔中小企業等が行う地域産業資源を活用した新製品の開発などの取組に対して〕

- ・ 県の基金事業（おおいた地域資源活性化基金事業）への申請が可能となる。
- ・ 国の認定（地域資源活用事業計画の認定）を受ければ、補助金や低利融資などの支援措置を利用できる。

○イノシシ、シカの指定

従来、43の県内の農林水産物が指定されており、平成24年6月4日付けでイノシシ・シカを追加した。

① 指定申請：県商工会連合会

申請内容：地域産業資源「農林水産物《イノシシ、シカ》」、地域「県内全域」

② 活用の可能性

- ・ 食料品製造企業：681事業所（H20大分県統計年鑑）
- ・ 飲食店、宿泊業：7,622事業所（同上）
- ・ その他：農作物の鳥獣害対策のため、猪肉や鹿肉の消費拡大を図る動き有り。

③ 周知性

- ・ 「おおいた農山漁村活性化戦略 2005」において、鳥獣害対策の強化として「ジビエ料理の普及」を掲げている。
- ・ H23年8月開催の第1回大分県鳥獣被害対策本部会議において、流通向け衛生管理マニュアル等の普及などの獣肉利活用促進対策支援を掲げている。
- ・ 新聞記事「衛生講習会、加工処理場、試食求評会、商品開発、ジビエ料理」などの内容で、H20.11月～H24.1月までに20回以上の掲載実績。

④ 特記事項

- ・ 獣肉処理施設がオープン（H22：中津市耶馬溪町、H24：日田市中津江）
- ・ 野津町商工会と山川屋（野津町）では、（有）西日本農業社ほか数社と連携し、猪肉の加工品開発の計画が進行中。

<お問い合わせ先>

大分県商工労働部工業振興課

担当：工業支援班 藤田、小野

TEL：097-506-3267

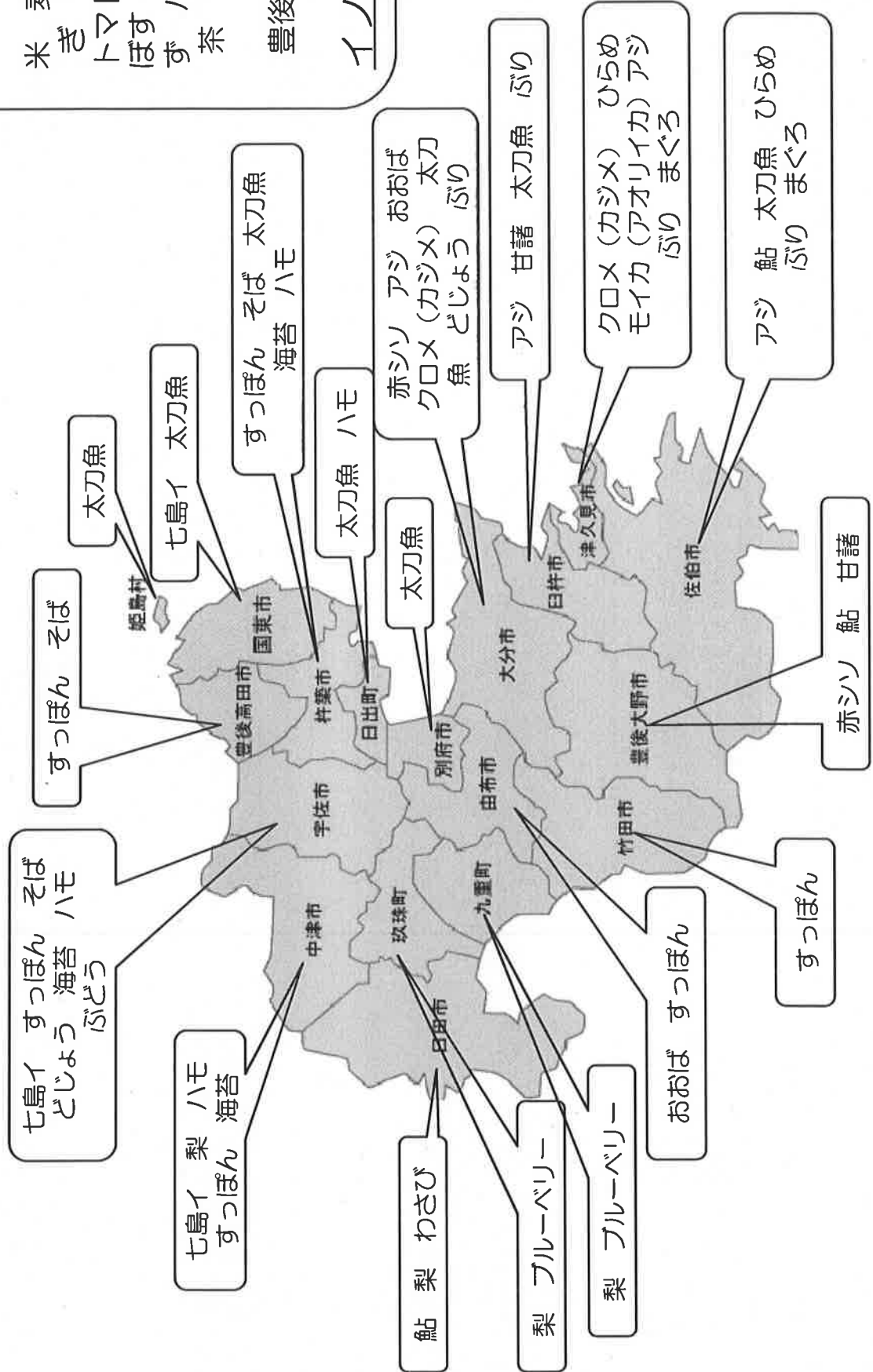
大分県地域産業資源の指定 (平成24年6月4日)

農林水産物 (45品目)

《県内全域》

米 麦 大豆 こね
 ぎ なら 白ねぎ
 トマト ハーブ か
 ぼす みかん 梅ゆ
 ず バラ しいだけ
 茶 ぎんなん 杉
 竹
 豊後牛 生乳 鶏
 豚

イノシシ シカ



(参考) これまでの地域産業資源の活用事例

- ①オオツカ 大塚酒店（日田市）、資源名：農林水産物（梨）、商品名：「梨園」
内容：日田梨を使ったリキュールの開発と販路開拓
- ②（有）川津食品（日田市）、資源名：農林水産物（ゆず）、商品名：「YUZU RICH」
内容：柚子こしょうの加工商品開発と販路開拓
- ③（株）つく実や（津久見市）、資源名：農林水産物（みかん）、商品名「柑の香」
内容：津久見の特産品小みかんを活用したお菓子の販路開拓
- ④（株）レゾナイト（竹田市）、資源名：観光資源（久住高原）、商品名「観光地のブランド化」
内容：久住高原の魅力を乗馬を通してPRし、国内外からの集客促進を図る。

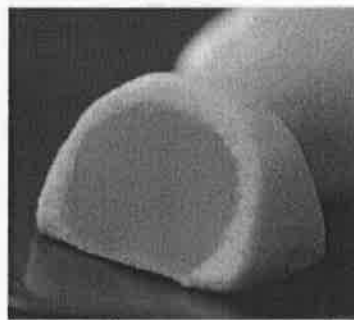
① 梨園



② YUZU RICH



③ 柑の香



香りの秘密は生地に練り込まれた
この「天日干しにした果皮」。
そして絵に含まれた小みかんの果汁。
これらの風味を損なわないよう
柔らかくしっとりした食感に仕上げました。



④ レゾナイト



おおいた地域資源活性化基金助成事業の概要

【問い合わせ先】

大分県商工労働部
工業振興課工業支援班
TEL097-506-3266
FAX097-506-1753

産学官共同研究開発枠	企業単独商品開発枠	企業連携商品開発枠
助成対象者	県内で事業を行う中小企業者(資本金・従業員数の要件あり)、組合等	
助成対象事業	指定された地域資源(農林水産物、鉱工業品又はその生産技術、観光資源)を活用した研究開発、商品開発、販路開拓(県外・海外)	
事業主体	大学・試験研究機関等の協力を得て実用化共同研究開発事業を行う中小企業者等	単独で商品開発・販路開拓事業を行う中小企業者等
事業期間	2年以内	
助成金	<p>①通常型 補助率 2/3以内 限度額 1,000万円</p> <p>②新市場・雇用創出型 補助率 4/5以内 限度額 1,000万円</p> <p>③戦略商品・コア技術型 補助率 10/10以内 限度額 1,500万円</p>	<p>①通常型 補助率 1/2以内 限度額 500万円</p> <p>②新市場・雇用創出型 補助率 2/3以内 限度額 750万円</p>
助成対象経費	<p>①新市場創出型 補助率 2/3以内 限度額 750万円</p> <p>②地域貢献・雇用創出型 補助率 4/5以内 限度額 600万円</p> <p>③支援機関コーデイネート型 補助率 10/10以内 限度額 1,000万円</p>	
謝金、旅費、庁費、会場借上料(企業単独枠・連携枠)、原材料費、構築物費(産学官枠)、機械装置・工具器具費、外注費、雑役務費、その他必要と認める経費	<p>※1 ただし、下記の経費については助成対象外となります。 社員・従業員の人件費、その場で売上が発生する展示会等への出展、過度に高額な旅費・宿泊費 等</p> <p>※2 助成事業で取得した機械装置等は、助成事業の目的(試験、試作等)以外(本生産等)に使用することはできません。</p>	

③日本ジビエ振興協議会の概要

1 目的

捕獲獣肉を新たな地域資源とするビジネスモデルを確立し、新たな農村産業の創出、都市と農村の交流の促進、国民的な食文化として普及するため、ジビエの振興を図る。

2 設立年月日

平成24年5月31日

3 構成メンバー

【設立メンバー】 有)オーベルジュエスポワール (協議会代表者 オーナーシェフ藤木徳彦)、株)ゆい工房、日本農業新聞、株)JT B、株)NTTPC、株)キリンビール(長野支店) 等民間9社

【参加メンバー】 市町村(和歌山県日高川町) ※平成24年6月1日～メンバー募集中

4 活動内容

(1) ジビエのビジネスモデルに関する事業

捕獲～解体～加工調理～流通～販売～交流促進のジビエビジネスモデルの推進

①環境や地域活性化をテーマに社会貢献に寄与する企業とのタイアップ

(2) 情報共有に関する事業

ジビエを振興する上での課題、解決策、取組や成果などの情報提供、広報活動など情報の共有と発信

①セミナー、試食会、交流会、現地視察の開催(全国および地域ごとに開催)

②関係機関との連携と情報の共有

③情報の発信(ジビエ関連イベント、ジビエ料理を提供している飲食店情報)

④ジビエ料理のガイドブックの創設

(3) 人材育成に関する事業

①食肉としての安全と商品価値を高める捕獲や解体処理技術

②美味しい料理や加工品を提供できる調理技術

③消費者ニーズに則した流通・販売方法

(4) 調査研究会に関する事業

ジビエ振興に係わる関係機関や関係者により、捕獲・解体処理・調理・加工・流通・交流促進に係わる調査結果の報告や課題の解決方法等を検討する研究会の立ち上げ

(予定しているテーマ)

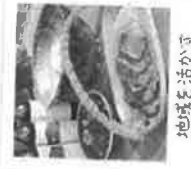
①食肉利用のための捕獲解体処理技術

②美味しい料理法と料理の開発

③食肉等のマーケティング

④衛生管理とトレーサビリティシステム

日本ジビエ協議会としての取組



地域を活かす



地域の特産品に



学校給食への普及



家庭へのジビエ普及



地域の雇用増加



農家



農業従事者の減少



生命が無駄にならない



里山



里山の環境保全

加工

- ・ジビエと共に地域の食材の活用
↑ 地域らしさ、特徴づけ
- ・福祉施設、農産物加工施設の雇用の拡大
 - ・処理施設、流通業者の選定

普及

- ・情報発信
- ・正しい調理方法の普及
- ・メニュー・提供方法の選定
- ・情報発信方法の選定
- ・ホームページでの情報発信
- ・料理講習会の開催

日本ジビエ振興協議会



- ・捕獲後の仕入れ先の選定
- ・ジビエにて適した獣肉の確保
 - ・捕獲方法の研究
- ・販売店・販売方法の選定
- ・イベント、フェアの開催
- ・ジビエの商品開発

調達

販売

日本ジビエ振興協議会の役割

- ・おいしいジビエを普及させる
- ・これまでの取り組み例を参考に、今後ジビエの食肉処理、加工、普及、販売を更に広げるために、日本ジビエ振興協議会として地域や企業とのネットワークを広げていく。
- ・協議会に参加して頂ける地域や企業を募り、一緒にジビエの普及や課題解決のために活動していく。
- ・今まで代表個人として全国で講習会を行ってきたが、今後は協議会として地域と連携し、人材育成に積極的に取り組む。



日本ジビエ振興協議会



(7) 県全体の被害拡大に対する検討について

①効果的な鳥獣対策のための情報共有システムの検討(案)

1 目的

これまで、イノシシ・シカの生息分布域、密度情報、捕獲情報(位置・頭数)について、狩猟者等からの情報を蓄積していた。

しかし、各種の情報が単独で存在し、情報の共有、収集結果の現場へのフィードバックがうまく機能していなかった。

また、被害対策を実施していく上で、生息環境状況(採草地・耕作放棄地・森林植生等)を基礎情報として活用していなかった。

そこで、位置情報と関連づけられる各情報を、関係各署で情報共有することにより、より効果的な対策を地域ごとに実践するシステムづくりに向けて、検討会を開催する。

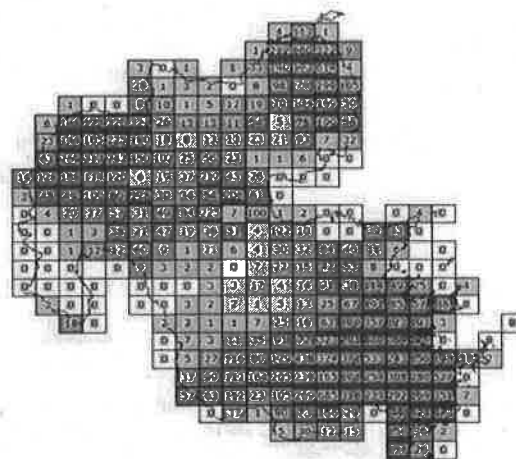
2 検討項目

(1) 各種情報の活用

- ① 生息状況 ② 捕獲・目撃情報 ③ 被害状況 ④ 集落環境対策実施状況
- ⑤ 被害防止対策実施状況 ⑥ 土地利用・環境状況 等



生息密度マップ



捕獲位置情報

(2) 他県での取組状況 (兵庫県、千葉県等)

3 期待される効果

(1) 生息範囲情報の共有→農林業における適切な被害防止対策の実施

(2) 詳細な生息情報の共有→効果的な捕獲対策

(3) 繁殖の原因となる生息環境要因の把握→適切な生活環境整備の実施

等

② シャープシューティング導入に対する検討

1 目的

従来の銃によるシカの狩猟は、狩猟者が単独あるいは複数人で編成されるチームで、群れに接近して射撃する方法や、追い立て役の勢子が犬を使って群れを射撃位置まで誘導し、待ち伏せた射撃手がしとめる方法が一般的であった。

しかし、この方法だと生き残った鹿の警戒心が強まり、次第に捕獲が難しくなってしまう。

そこで、警戒心を生じさせない新たな捕獲技術として、餌付けによりある一定の場所に、少数のシカの群れを誘引し、群れごと銃で捕獲（狙撃）する方法としてシャープシューティングが導入され始めている。

シカ個体数管理の一助として、大分県での導入に当たっての諸課題を検討する。

2 期待される効果

- 1) 短時間で複数頭の捕獲が可能
- 2) 少人数体制で比較的安価に実行できる
- 3) 複数回実施できるため、個体数調整を目的とした捕獲に適する

3 必要な要件

- 1) 捕獲場所（餌付け場所、狙撃場所）
- 2) 餌付け（含む捕獲場所の環境やハンター、銃声への慣れ）
- 3) 銃（含むスコープ）、射撃手（射撃の技量）

4 大分県の課題

- 1) 捕獲場所（餌付け場所、狙撃場所）の選定
- 2) 猟友会との連携（射撃手の選定）
- 3) 地域の理解

5 今後のスケジュール

- 1) 導入についての教授 5月28日（森林総研九州支所）
- 2) 先進地視察 7～8月
- 3) 導入に当たっての諸課題の整理 9月～

(8) その他

① 平成24年度 現地対策本部会議開催日程 (案)

		第1回	第2回	第3回 (第2回)
本部		6月14日	11月上旬	3月下旬
東部	PT			
	本部	7月上旬	—	3月上旬
中部	PT			
	本部	6月27日		3月下旬
南部	PT	6月上旬	10月上旬	2月下旬
	本部	6月1日	10月下旬	3月中旬
豊肥	PT			
	本部	5月31日	10月下旬	3月下旬
西部	PT	6月19日	10月下旬	
	本部	6月26日		3月下旬
北部	PT	6月下旬~7月上旬		
	本部	7月中旬	11月	3月